

環境社会配慮助言委員会
第2回 全体会合

日時 平成22年8月2日（月）10：00～12：46

場所 JICA研究所 大会議室

（独）国際協力機構

午前10時00分開会

○村山委員長 10時を過ぎましたので、最初に私の開会あいさつということになっておりますので、こちらだけ先に済ませたいと思います。前回、基本のご紹介があったんですが、私を委員長に指名をさせていただいて最初の回ですので、少しお話をさせていただきたいと思います。3つ、主にお話をしたいと思います。

1つは、前回も原科先生からあったと思いますが、JICAが新しくつくったガイドラインというのは、世界でも例のない非常に充実したものだと思います。それに加えて、この助言委員会という常駐の外部の評価をする委員会というの、ほかの機関にはない非常に画期的な仕組みだと考えています。そういう意味で、ガイドラインを策定された有識者委員会の方々には敬意を表したいと思いますが、ほかに例がないという意味では、まだまだ十分な仕組みができていないというところもありますので、ぜひ委員の方々にはガイドラインの内容を一度ご確認いただいて、我々のミッションについて、再度、確認をいただきたいということが1つです。

それから、2つ目は前回も少しご紹介をしたんですが、これまで旧JICAを含めて、環境社会配慮審査会という仕組みが動いてきました。私も委員の一人としてかかわってきたわけですが、できるだけ審査会の経験を生かしたいと思いつつ、今度、助言委員会が新たに扱う案件は決して前と同じではなく、幅が広がったところがありますので、ぜひ、これまでの審査会の経験を生かしながらも、委員の方々から積極的なご発言をいただいて、新しい仕組みをどんどんつくっていきたいと考えていますので、決してこれまでご経験がないからといって、余り躊躇されずにどんどんご発言をいただいて、よりよい仕組みができればいいのではないかと考えております。これが2点目です。

それから、3点目はきょうも5番のスケジュール案のところに書かれているんですが、実際のスケジュールを詰めていくと、相当、忙しいということがおわかりになると思います。そういう意味で、私もちょっとこの役をお引き受けするのを躊躇したところがありますが、月によっては毎週、何からの形で関与していただくという可能性があるかもしれません。それに加えて、ご自宅あるいはオフィス等で報告書や文書をごらんいただいて、コメントをお考えいただくというようなこともあり、相当、この委員会に積極的にかかわっていただく必要が出てくる可能性があります。そういう意味で、かなり忙しいということが想定をされる、少なくともそういう時期があるということですので、ぜひ、その点も踏まえて積極的なご参加をお願いしたいということが3点目です。

以上、委員長として最初のごあいさつとして、簡単にお話をさせていただきました。

準備のほうはもう大丈夫でしょうか。それでは、2番目の議題に移らせていただいて、ワーキンググループの会合報告及び助言文書の確定ということです。既に2つの案件についてワーキンググループを開いていただいて、助言案についてもまとめていただいていますので、この内容についてご紹介をお願いいたします。

○河添課長 まず、最初にJICAのほうから5分程度ですけれども、案件の概要を説明させていただいて、その後に主査の方のほうから、まとめられました助言案をご説明いただくという形式で進めさせていただければと思います。

○杉本課長 それでは、まずインドネシアの水力開発マスタープラン調査プロジェクトにつき案件の概要説明、及び、今回、田中副委員長に主査をお務めいただいていますので、お手元に資料として用意させていただいております助言案につきまして、ご説明をいただこうと考えております。

助言案はまさに助言案のみの記載でございますので、その前提ということで、案件の内容につき簡単に説明させていただきます。

まず、今回、調査がございますが、基本的にはマスタープランをつくるということですが、その中から優先案件につきまして、プレFS、簡単なFSを実施しようというものでございます。ここがございますとおり、対象はインドネシア全国にわたるものでして、この中ではインドネシアの水力開発マスタープランを策定する、また、特に有望な案件のプレFSレベルの開発計画を策定するというのが事業の目的になっております。

これはもともと1999年に実施した第2次包蔵水力調査について、昨今の環境社会配慮に関する認識の高まり等も踏まえてアップデートを行おうということで、インドネシア政府から日本政府に対して調査の要請がなされたものでございます。案件の数としましては、調査フローの中で大体百四、五十件の中からスクリーニングを行い、ファーストスクリーニングでこの8件、その中から2件のプレFSの案件候補を選んだというところまできております。

今後、この2案件についてプレFSを行っていくに当たりまして、環境社会配慮の調査に関するスコーピング案をJICAで作成しておりますが、調査実施に際しどのような点に留意すべきか、他に調査すべき点はないか、等、今回はスコーピング案件への助言をお願いさせていただきます。

まず、案件につきまして、いろいろと絞り込みの結果、プレFSの対象になりました案件は、いずれもスマトラ島に位置しております。一つの案件がSimanggo-2という案件、もう一つがMasang-2という案件になっております。この2案件の名称は、後ほど田中主査のほうからご

説明いただきます助言案の中にも案件の名称として出てくるものでございます。いずれもスマトラ島のやや西側の水系に位置するという案件でございます。

絞り込みを行いました当初の8案件につきましては、それぞれサイト実査を行っておりますので、その写真も資料に含めておりますが、まず、冒頭に申し上げましたSimanggo-2のサイト、これは想定発電能力としまして59メガワット程度が見込まれております。流れ込み式の発電を想定しているものですが、取水地点より1キロほど下流に下りました状況がまさに上の写真でございます。取水地点には、移転家屋や耕作地は存在しておりません。また周辺には森林がございますが、その多くは二次林です。流れ込み式でございますので、ある地点で水を取りまして、それをまたいずれかの地点で戻すという形になっておりますが、その間のいわゆる減水区間、水がもともとの流量から減る区間としては、約7.8キロ程度と想定されております。

下の写真でございますが、大体、発電所のサイト付近、このあたりが発電所のサイトになるだろうという地点の現場視察の際の写真でございます。この発電所の地点では、河川を挟んだ発電所の向かい側に一般の住民の方の家屋が5軒ほど見られますけれども、そちらは特にプロジェクトに影響はないという状況になっております。

続きまして、もう1件の候補になっておりますMasang-2という案件の現地の状況でございます。規模は約40メガワットで、こちらにつきましても流れ込み式の発電所を想定しております。取水地点では調整池をつくる予定ですが、この予定地付近には、現在、数軒の家屋があって、これらが移転の可能性があるというのが現在得ている情報です。

プロジェクトとしましては、同じく取水地点から発電に利用した水を戻すまでの減水区間の延長が約6.4キロメートル、周辺は生産林になっておりまして、こういった開発目的の場合、森林法に基づき適正な調査を行って手続を踏んでいけば、こういった開発は可能な地域ということになっております。発電所地点は、周辺の住民がゴムやドリアン等の森林生産物を採取しているというようなエリアでございます。

発電所から2キロほど下がった川の状況が、下の写真の左側の写真になっております。実際にゴム、ドリアンがどのようなエリアに生息しているかという写真が右側にあります。

こういった状況を踏まえまして、JICAとしましては、今後、優先化のプレFSを進めていくに際しまして、ここに示させていただいているような調査を行っていくことが必要だろうということ、現時点では検討しているところでございます。

まず、社会環境につきましては、人口、資産、周辺の住民の収入、就業・就学状況、社会イ

ンフラ整備状況等も含めた社会経済状況を確認するということ、及び少数民族の存在の有無ですとか、少数民族の方が居住されている場合には、その生活状況を確認していくということがまず1点でございます。

2点目としましては、特に影響ということでは、今、流れている川の水の水量が減る減水区間、その沿線でどのような土地の利用がなされているか。例えばその水を使って耕作等々がなされているということになりますと、何らかの影響が想定されますが、そういったことがあるのかどうか、ある場合にはどのような利用がなされていくのかという点が、Bで挙げております2点目でございます。

3番目としましては、今のものと重なってくる場合がございますが、減水区間での水利用の現況、あと、住民によるかんがい等の権利関係も含んだ形の影響というもの、あとは專業漁民の有無、それによる影響の有無ということを確認する。これが主な点の3点目でございます。

一方、自然環境に関しましては、水力発電のサイトですと、大体、こういった話は毎回出てまいります。動植物相ということでございまして、水力開発によって影響を受ける範囲内の動植物、特にIUCNのレッドリストですとか、インドネシアの関連法に基づく希少種の存在の有無、特にあとは減水区間において、水生生物等々がどのような生息状況になっているかということが1点、大きなポイントだろうと考えております。

2点目は、特に森林区分につきまして類型の区分図ということで、大まかには調べてきておりますけれども、さらに林業省の資料等に基づいて、プロジェクトの施設と森林の区分というものの境界線をきちっと確認をしていくと。そういった森林区分の境界というものをきっちり図面に明示して、森林への影響の有無ですとか、開発の可否というものを考えていくところ、2点目としては大きくあるだろうということで考えております。

このような案件でございますけれども、助言案の検討は前回の全体委員会で立候補いただきました担当ワーキンググループの皆様、田中副委員長には主査をやっていただきましたが、あと、石田委員、福田委員、松下委員、満田委員、柳委員の皆様にご参加いただきまして、7月21日の午後に2時間強の時間で開催しております。そこで協議いただいた結果として、お手元の助言案が策定されております。

備考で書かせていただいておりますが、本件は旧JICAガイドライン、JICAの2004年にできましたガイドラインの適用案件にはなっておりますけれども、調査の実施時期が旧審査会の時代から助言委員会のタイミングにまたがっておりますので、今回、審査会にかわり、助言委員会に助言をいただくという形になっております。

また、マスタープランで案件の絞り込みを行ってから、プレF Sを行うという内容であり、開発計画調査型技術協力というスキームで実施をしている案件でございます。今回の議論の中では、この説明の中では主にプレF Sを行う対象の案件の概要及びスコーピング案につきまして、説明させていただいておりますが、それに比べまして、絞り込んでいく過程というものにつきまして協議させていただいて、助言をいただいております。

この調査でございますがことし1月から開始しております、来年、2011年3月ごろにドラフトファイナルレポートができ上がってくるという予定になっておりますので、その時点では、今回の助言を踏まえたドラフトファイナルレポートにつき、委員会でご検討いただくスケジュールになっております。

簡単ではございますが、1件目の案件に関する概要は以上でございます。

○村山委員長 それでは、この案件に関して主査をご担当いただいた田中副委員長のほうから、助言案の内容についてご紹介いただければと思います。

○田中副委員長 田中でございます。

今、ご紹介いただきましたインドネシアの水力開発マスタープランのスコーピング案に対する助言案ということで、きょう、お手元に資料2-2)という資料が配付されていると思いますが、こちらのほうを提案といいますか、紹介させていただきます。

ここに当たりましたのは、私がたまたまメンバーの中で主査に選ばれたわけですが、私以外にも、石田、満田、松下、福田、柳の各委員にもご参加をいただきましたので、合計6名で審議を行いました。きょう、お手元にありますそういう形の助言案をまとめさせていただいております。簡単に内容を説明させていただきます。実はかなり大量の書類を読んでまとめましたので、何項目か、10数項目にわたって指摘をさせていただいております。

順次、内容紹介でございますが、まず、1番目の評価項目とスクリーニング方法についてということでございます。実はプレF Sの実施案件の選定に関して、今、ご紹介の中にも若干ありましたけれども、実は8案件を選び、そこから、さらに2案件を選ぶというプロセスをこの調査の中でとっております。問題はその8案件を選ぶ選び方について、評価項目の選定が実は調査手続の中では、森林区分、住民移転、湛水面積という3項目を自然社会環境面の評価として行っておりました。果たしてこれで十分であったかどうか、つまり、百数十件の案件の中からこの8案件を選ぶのに、これで十分であったかどうか。これがまず第1の指摘でございます。

ただ、ちょっと見ていただきますとわかりますが、第2パラグラフに、初期評価は、フィールド調査を行い、適切な自然・社会環境面の評価項目を設定して選定するなどということで、

修正を行うべきであったが、少なくとも1次スクリーニング、つまり、これをかけて8案件を選んだ後、今後の2案件を選ぶプロセスについては、もう一度、十分に適切な項目を選定して、社会面、自然面の評価を行うべきであるという、こういう指摘をさせていただいております。

と申しますのは、その3項目だけでは十分な自然面あるいは社会環境面にかかわる重要な評価項目、影響評価がなされていないのではないかと、そういういわば立場からの指摘でございます。とりわけ森林区分というのが行政上、設定しました土地利用の区分でありまして、実態として自然環境面の評価を適切に反映したものではないのではないかと、そういうこともこの中で言うてございます。これが第1の指摘でございます。

第2の指摘、2点目はほぼこれと同じ実は問題関心からこのような形なんですけど、仮に2案件を選ぶとした場合には、その選定プロセスをもう一度、見直すべきであるという、明確化すべきであるという、こういう指摘でございます。8案件を選定し、このうち現地踏査及び経済性（事業費見積もり）等を考慮して、2案件を選定しております。今、ご紹介がありましたSimanggo-2と、それから、Masang-2と、この2案件でございます。

どうもこれを見てもみますと、実は発電量が比較的大きい案件を選定しているのではないかと、というような、少し評価表の見方から見てとれまして、もう少し、その点については丁寧に2案件の選定も行うべきではないかと、こういうことでございます。したがって、1と2を組み合わせ、もう一度、選定について見直すべきと、こういう考え方を今度の作業の中で、十分に慎重に行うべきと、こういう指摘でございます。

3番目は調査項目の明確化ということで、実は今後、プレFSにかかっていく段階で、いろんな具体的項目を調査していくわけですが、その内容について5点の指摘をしております。

第1点目は、住民家計・生計への影響評価という特に社会環境面でありまして、仮にこの2案件が有力として選ばれた場合に、結果として川を使っている住民の生活、例えば漁業であるとか、あるいは河川で行っている、こういうものについて十分に下流域も含めて調査すべきではないかと、こういう指摘でございます。水力ダムがもたらす大きな影響の一つが下流域における住民の河川利用のあり方、漁業であったり、生活・かんがい用水、こういうものに影響をもたらすということでありますので、2枚目のほうでございますが、こういう点で少なくとも社会環境面についての影響をきちんと調査すべき。それから、報告書の中では社会環境について、社会影響のついての影響が軽微などという表現はできるだけ実態を把握した上でないと、そういうことは言えないのではないかと、こういう指摘でございます。

2点目の今後の調査の課題ですが、自然環境面の評価でございます。特に森林であるとか河

川生態系などについては、より広域の現況調査及び評価を行うべきであるということでございます。これは今後の課題として指摘しております。

それから、とりわけ生態系への問題ということで3点目でございますが、特に取水口やゲート堰の建設あるいは関連施設、これは関連工事に伴っての道路拡幅、こういうことが行われまして、結果として物理的な工事によって生物多様性への影響が懸念されるということで、河川生態系への調査について慎重に行うということでございます。

それから、4点目はスコーピング案で環境社会配慮調査の項目としてB評価とされたものについては、少なくともきちんとして今後、調査すべきであるということでございます。

それから、5点目は特に代替案のことでございますが、プレF Sについて特にその2案件を選定し、具体的な今度は事業の設計に入っていくことになるわけですが、取水堰であったり、発電所の施設の位置であったり、こういういわば具体的な工事の内容あるいは施設の内容に伴う代替案というものを比較検討すべきではないかと、こういうことを指摘しております。

以上が今後の調査に伴うところの課題でございます。

それから、次の4点目が生物多様性に関する検討ということで、今回、生物多様性についての検討が、この調査レポートの中で十分ではないのではないかとということでございます。特に生物多様性については、インドネシア政府の政策もあるわけですから、そことの関係について言及すべきであるという指摘をしております。

それから、5点目、小水力でございますが、3ページにかけてであります。実はこの報告書の中では小水力について比較的過小評価をしております。特に大きな水力を推奨するといういわばトーンで書かれております。むしろ、小水力については分散型であり、環境負荷も少ないということで、こういう小水力発電の有効性や留意点についても、もう少し積極的に受けとめるべきということを入れております。

それから、6点目は過去の発電事業からの教訓ということで、過去、今まで水力発電というのはどうしても遅延が多いということがありまして、そういうことにも少し触れられておりますけれども、こうした遅延が多いということについての課題を、今後の検討の中に盛り込むような教訓とした整理というものに触れております。

それから、7点目は気候変動に伴うリスクということで、特にこれから気候変動によってさまざまな影響がこの地域にも出てくる。そうしますと、雨、降水の降り方であるとかいったものに影響が出てきますので、そういう気候変動に伴う水力発電への影響やリスクについても、検討すべきという指摘をしております。

さらに、8番以降は各論ということで、具体的な表現レベルの、あるいは調査レベルの話をしております。

8点目は、例えば水力発電はCO₂の排出源にならないという、こういう指摘がありますけれども、むしろ、全体としてCO₂の排出源になる可能性がある、これは工事を含めると可能性がある、あるいは9点目は図の出典の明記ということで、これは電源別にCO₂の排出源単位を比較した表でございますが、これについては恐らく日本のデータではないかということ、これを指摘してございまして、そういう点での、つまり、これはインドネシアと需要が異なるということも含めて評価すべきではないかという指摘でございます。

それから、10点目は2つのEndikat-2とMasang-2の表現、no serious difficulty is foundという、こういう表現がありますが、これは必ずしも十分適切ではない。現地踏査の結果及び情報の限界を踏まえた表現をもう少し行うべしということでございます。むしろ、多くの影響は不明であるということ、きちんと言わなければならないかということです。

それから、11点目、次の4ページから具体的なスコーピングマトリックスの表現や評価のあり方について、8項目ほど細かく指摘してございます。

1つは、Daily life of peopleですけれども、これは建設時の影響のみならず、共用時において森林や河川にいわば頼っている人々の利用が不明ですので、その点の評価を明記すべきであるということ、それから、ローカルエコノミー、2点目ですけれども、地元経済への影響も考えられるということで、これもB+ではなくて、むしろ、不明とすべきである。

それから、Flora, Faunaということで、Biodiversityでございますが、絶滅危惧種においての評価、それから、さらにはダム建設に伴って河川の水量変化あるいは減少が生じることによるマイナス影響、こういう点についての評価も行うべしということです。いずれもp. 7-8とか7-10あるいは7-9と7-10とか書いてありますのは、MasangとSimanggoですかね、この2つの事業についてそれぞれこういうことを行うべしという、そういう趣旨でございます。

4番目も同じで7-9、7-10はそういう意味でございます。Water Pollutionでございますが、河川の水量の減少が考えられますので、減水区間においては水質悪化の影響が発生する、この点の評価を行うべきということ、それから、Global Warmingについては、植生の喪失あるいは管理方法によっては堆砂土砂あるいは水質悪化という、こういうGHGの排出の可能性もあるということ、それから、同じく6番目のことは1番目のことと同じでございますが、現時点では人々の利用については不明にすべきということ、7番目は先ほどの2番目と同じでございます。地元経済への悪影響ということでございます。それから、8番目はSoil

ContaminationあるいはWasteということで、ダムの堆砂の処理の問題、あるいは土砂の長い間蓄積したことによる汚染の問題、こういうものについての評価も行うべしということです。

それから、最後のページにあって、あと、追加的な項目として全体として、JICAガイドラインとインドネシアの法制度の違いということですが、これについての特にJICAガイドラインに規定されている住民移転や補償、生計回復などの社会配慮を実施すべきであるということをも明記すること、それから、Stakeholder Meetingについては、会合の出席者及び表明された主な意見について紹介すると、こういう内容について指摘しております。

以上、多岐にわたっておりますけれども、以上が助言案の概要でございます。

もし出席の委員で、ワーキングのメンバーで追加のことがありましたら、どうぞ補足していただければと思います。

以上でございます。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ワーキングの委員という意味では、きょうは満田委員だけになりますでしょうか。もし何か追加でコメントがありましたら。

○満田委員 大丈夫です。

○村山委員長 よろしいですか。

というような形で助言案がまとまったということですが、委員の方々に何か。

○満田委員 一つだけちょっと確認させていただきたいんですが、2-2)の助言案のタイトルが「マスタープラン調査プロジェクトスコーピング案に対する助言案」となっておりますが、恐らく私どもに配付されたのはインテリムレポートだったので、インテリムレポートに対する助言案なんですか。これはむしろJICAのほうにお尋ねしたいんです。

○河添課長 インテリムレポートですよ、配付されたのは。内容自体はスコーピング案ということで。

○杉本課長 ただ、1と2あたりはスコーピングの手前のところですので。

○河添課長 そういう意味では、タイトルはインセプションレポートに対する助言案ということになるかな、インテリムレポートか。ただ、ここで助言をいただきたいのは、ある意味、レポートに対してというよりはスコーピング案に対するアイデアだとは思いますが、そういう意味では、その部分に対しては助言をいただいているとは思いますが、どうしましょうかね。

○村山委員長 そこは位置づけを明確にしたほうがいいと思うんです。恐らくガイドラインの

中ではスコーピング案に対する助言ですね。

○原科審査役 助言委員会の議論は、この全体委員会できちっと伝えていただいて、皆さんで判断いただかないと十分じゃないと思うんですね。パワーポイントをそろえていただいたので、かなりおわかりかと思えますけれども。どんどん画面が変わっちゃうので、戻れないので、手元にこれのプリントアウトを配っていただいて、その上で議論しないと、ワーキンググループ以外の方は余りイメージがはっきりしないでしょう。事前にいろいろレポートをいただいているけれども、全部を読む時間はないですよ。だから、きょうは要点をせっかくこうやって整理していただいたので、それを手元に置いた上で議論するといいと思います。

それから、2つ目は助言案とかワーキンググループをいつ、どこで、どのぐらい時間をかけてやったかの記録と、それから、委員、主査の田中先生、これだけご苦労いただいて、主査とか委員の方の名前をやっぱり書いておかないとまずいと思います。これは大事な記録ですから、だから、どういうメンバーで検討された結果だとわかるようにしていただくと。それがこれはないので、これもそういう格好に直してください、これから。これはお願いします。そういうことで、とにかくこの場はあくまでもワーキンググループの議論をここで再現をある程度してもらいたいので、できるだけ具体的な情報が手元にないといけないと思います。

それから、助言委員会を設けた趣旨は、一つはできるだけ密度の高い議論ができるということで、オブザーバーからもどんどん意見を出していただいて、助言委員会のメンバーだけではわからない情報を提供していただくという、こういった趣旨もございましたので、そういったことがわかるような記録があるといいと思います。

以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。

進め方については、恐らくほかの委員の方もご意見があると思いますので、後でまとめてまた確認をしたいと思います。

○原科審査役 まず、これのプリントアウトをもらったらいいいのでは。

○村山委員長 私も同感です。

○原科審査役 このままでしたら、わけがわかりませんよ。

○村山委員長 それから、先ほど満田委員からご質問いただいたタイトルの件ですが、やはり資料を確認するとスコーピング案に対する助言案のほうがよろしいですね。資料についてはインテリムレポートを参照したというような形がよろしいですか。

○原科審査役 そういうことも具体的にどういうレポートを対象にしたと、ここに書いておけ

ばいいんですよ。そうすれば理解できるでしょう。だから、タイトルを書くだけでなく、あわせて具体的事実関係は、どういう文書を対象にして、いつ、どこで、だれがということがわかるぐらい、最低、数行を頭に入れておけばわかりますね。

○村山委員長 よろしいでしょうか。ご異論がなければ、そういう形でスコーピング案に対する助言案とするということによいでしょうか。

○田中副委員長 今の混乱は、実はJICAのほうから、特段、この諮問とか、諮問文のようなものは出ていないんですね。つまり、レポート本体だけがまず送られてきまして、当日は事業の概要から始まって、このレポート全体についてのコメントを出したわけですね。ですから、もしJICAの側がこの中のスコーピング案について諮問というか、意見をいただきたいということであれば、そういうふうに明記してあれば、多分、そこに集中して議論したと思うんですが、我々委員のほうはこれの全体を議論して、指摘すべきというふうに考えたと思います。そうですね、満田さんもそうだと思います、ということです。そういう問題もあるかと思えます。

○村山委員長 わかりました。今回は試行、試みに行く段階なので、幾つかの改善点が出てくると思うんですが、インテリムレポートを対象に助言案が作成され、段階としてはスコーピング段階と呼んでよろしいですね。では、そのあたりがちょっとわかるようなタイトルをご検討いただければと思います。よろしいでしょうか。原科先生。

○原科審査役 もう一度、確認します。事実関係をきちっと書き込むようにお願いします。何か、今、田中副委員長がおっしゃったようなことです。どういうリクエストがあって、どう答えたかというのをきちっと書いておくといいです。

○村山委員長 では、その点、事実関係を助言の中にも書き込んでいただくということでお願いいたします。

それから、他に内容についていかがでしょうか。

○長谷川副委員長 内容じゃないので申しわけないんですが、前提条件としてこれまでやってこられた審査会では、ちょっと私は2つほど、これに関して疑問があって、一つはワーキンググループの説明会があったと思うんですけれども、あのときにここで配られた資料以外のものもあって、それも踏まえたワーキンググループの議論に入られたのかというのが一つ、それは先ほど多分、田中先生のほうからそれはなかったようなニュアンスがあったので、それから、もう一つは一度、JICA側とキャッチボールがあって、対応というものが一度示されて、こういった案に持ち込むという話だったですけれども、今回はそういった段階は踏まれないでこ

ういうのが出てきたのかどうか、その前提条件をちょっと確認したいんですが。

○村山委員長 ちょっと私もその2つの点は確認をしたいなと思っていたのですが、例えばきょうの助言案でページ数が入っている文言、特に各論の部分に入っているものがありますね。これは当日配られた別の資料のページなのかなと思ったんですが、そうではないのかどうか。

○田中副委員長 今、当日の配付資料と事前配付資料の関係のお尋ねがあったと思うんですね。事前配付資料というのは、インドネシア水力発電マスタープランプロジェクトのこういう原文ですね、厚い本文とそれから要約版という日本文の五、六ページのものです。それとあと、助言委員会資料という7月9日に多分、皆さんの第1回目の助言委員会で配られたものがあったと思います。当日は、これに加えて実はスライドでやはりご説明をいただきました。しかし、手元にありましたのは、この7月9日の助言委員会資料と、それから、原文のこの厚いプランと、それから、要約版とこの3点で審議を行ったということです。

○満田委員 アペンディクス。

○田中副委員長 アペンディクスの8でしたかね。

○満田委員 6です。

○田中副委員長 6ですか。これも追加資料として、委員のその場でリクエストした中で、追加で配付されたものでございます。ありがとうございます。ということで、以上、4点が配付資料でございました。

当日はスライドを実は上映したんですが、そのスライド資料は手元にはなかったです。きょうと同じように感じが。委員のほうは、したがってスライドが……。

○原科審査役 そうしたら、これからスライドは必ずコピーを配付するようにしてください。非常によくないですよ。スライドだけだとさっさと消えちゃいますから。これは手元にないと確認できません。しかも、時間の節約にならないから、これは手元にあることによって時間の節約になるんですよ。毎回毎回、スライドへフィードバックするのは大変ですから、これはぜひやってもらいたい、この際、ルールにしてください。スライドはすべてプリントアウトを手元に置くと、そして進めてください。

○田中副委員長 それから、あと、本日、お配りした助言案の中のp. 1-2とか6-22と書いてありますのは、あくまで厚い原文のほうのページ番号ということになります。したがって、このインテリムレポートを審査したというつもりでおりましたということです。

○村山委員長 ありがとうございます。

そうしますと、インテリムレポートは章ごとにページ数が振られていると思うんですが、章

も特定していただいたほうがいいかなと思いますね。そこはよろしいですか。

○杉本課長 事実関係ですので私のほうから申し上げます。7-8とございますのは第7章の8ページということで、ページ数を見ていただきますと内容がわかるようになっています。

○村山委員長 わかりました。ありがとうございます。

○石田委員 「p.」をとればいいんじゃないですか、「p.」をとれば。普通、こういう調査はどんどん膨らむから、要するにそういうページ数のつけ方をするのであって、だから、「p.」をとっちゃえば誤解がなくなると。

○原科審査役 「p.」はページという意味じゃないの。

○石田委員 ページじゃないんです。

○村山委員長 「p.」は入れておいていただいて結構だと思います。7-8は7章の8ページということですね。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

○石田委員 今、原科先生から幾つか資料に関して重要なお提言があったんですけれども、それは私たちに向けてじゃなくて、JICA事務局に向けてということの確認をしていただきたいんですが、私たちはプリントアウトをしないので。

○村山委員長 私はそういうふうに理解していましたが。

○河添課長 参考となる資料は我々が用意します。我々のほうが案件のタイトルなり、配付資料は存じておりますので、そういうものはこの中に助言案をまとめるプロセスの中で、こちらのほうで明記させていただくということでよろしいでしょうか。

○村山委員長 よろしいですか。

今の点は、きょう、第4議題でワーキンググループの運営要領というところがありまして、ここで今の点を含めて恐らく確認をして、さらに追加のお発言をいただきたいと思っています。先ほど長谷川副委員長からもご指摘いただいたように、これまでは審査会の中で答申案が出てきた段階で、それに対する担当部あるいは調査団からの対応ということが同時に表で示されたわけですね。きょうはもう一つのほうも含めて助言案はまとまっているんですが、これに対してどういうふうにお考えになるかという部分がないという状況です。これについて第4議題でも議論したいと思うんですけれども、今のところのお考えがあればご紹介ください。

○河添課長 いただいた助言が確定すれば、この助言の内容に沿って報告書をまとめていくという基本姿勢だと思いますので、調査団からの対応をまとめるのかどうかについては、持ち帰り検討させていただきたいのですが。

○杉本課長 ただ、この案件に関しましては、私も参加させていただいておりましたけれども、助言案をまとめる段階で、JICAに対して助言案の趣旨をお話をいただいた一方、JICA側からは対応の方向性について、一部はその過程の中で議論をさせていただくとともに、一部については、助言案の骨子ができたところで対応の方向性に関するお話をさせていただいた、という状況でございます。

○村山委員長 わかりました。

今の点はまた第4議題で詰めたいと思いますけれども、今の時点で何か追加のコメントがありましたら。よろしいですか。ほかの点も含めていかがでしょうか。

もしよろしければ、この案件についてはこれで助言を確定するという形になりますが、早瀬委員、どうぞ。

○早瀬委員 少したの外れな点があるかもわかりませんが、質問半ば、意見半ばということで発言したいんですけども、インドネシア政府として国の開発ということで水力の包蔵力、そういったものに目をつけて調査するという必要性について十分理解できる場所です。問題はそういったマクロなレベルでのそういった開発の陰で影響を受ける個々の住民たち、そういった者への配慮がどのように可能なのか、どこまで可能なのかということについて、私たちがどこまでこの段階で配慮できるのかということかなというふうに思います。助言案を見せていただいたんですけども、非常に細かいところまで配慮が行き届いていて、小水力の話などについても、私はとても重要なことではないのかなというふうに思いながら聞いておりました。

質問なんですけれども、ここでスコーピング案ということで書かれているんですが、調査項目という意味で、スコーピング案に対する助言ということでは非常によくできていると思うんですが、スコーピングということで調査の方法、具体的にどういう方法でそれをするのかということについては、ここでは触れられていないように思うんですけども、それについて少しどういうふうな姿勢で臨むのかということについて、ちょっと教えていただきたいなというふうに思いました。

○村山委員長 今の調査の方法について、特に議論はなかったでしょうか。

○田中副委員長 委員のほうから、また補足してもらえばありがたいと思いますが、実はこのインテリムレポートの段階とFS、次の段階でのごとと2つ、2段階があるように思います。多分、今、早瀬委員のご質問の話は、具体的な各論の例えば助言項目8番以降のものは、これからのプレFS段階での調査に当たって、こういうことをすべしということになります。ただ、ご指摘のように、これは調査の内容・項目についての指摘はしているんですが、調査方法まで、

こういう方法でやれということまでは十分踏み込んで議論はできておりません。そういう点では、少し例えば生物調査も厳密に言うのであれば、調査方法もセットでしなければいけないかなという気もあるんですが、なかなか、そこまで踏み込めなかったというのがあります。これが一つであります。

それから、むしろ、現段階のインテリムレポートについてのやり方、調査のレベルで、これは不十分ではないかということは少し指摘しているところは何点かあるかと思います。例えば自然環境面の評価も目視による評価であるとか、こういうものがあるいはデータから持ってきている評価とかありますので、その点について助言案のほうで、メンバーのほうで気づく範囲ではこれは十分じゃないとか、この点についてはもっと深掘りすべきということを次の段階で行うということも含めて、指摘はしております。ご指摘のとおり、調査の水準、レベルまでなかなか十分、分析できていないというのがこの内容かもしれませんね、おっしゃるとおりかもしれません。

○早瀬委員 ありがとうございます。特に気になるのは助言案の13のところにStakeholder Meetingということで、ここだけ少し、今後、このプロジェクトの必要性そのものにさかのぼって議論するに際しても、それを決めるのは我々助言委員会でもJICAでもなくて、きっと現地の人たちということになるんだと思うんですけども、そういったことを考えたときに、ここで言っているStakeholderはだれなのか、そういう方とどういうふうに接触するのかというようなところも、とても重要じゃないのかなというふうな思いで見えていたんですけども、そういったところというのはどうなんでしょうかね。

○田中副委員長 13番の意見は、実はインテリムレポートの段階ではその内容が明確になっていないので、これを次のFS段階ではきちんとどういうStakeholder Meetingを行い、また、どういう意見が出たかということをも明記するということを要請しているわけです。という趣旨ですね、この内容は。

○満田委員 今のご指摘は非常に重要な点だと思っております。調査手法についての助言が明確でないということだったんですが、ただ、1点、私が考えたのは、助言の内容というのは渡された資料に大きく依存しているんですね。今回、冒頭に若干議論がありましたが、渡された資料というものに限界がございまして、スコーピング案というものに対する助言とするならば、スコーピング案というものが、調査項目が示されている日本語版の1ページ程度の資料であったのかなと思っております。

もし、JICAさんとして今後のプレFSに当たって、どういう調査をどういうふうにして

いくのかということにより重点的な助言を求めるのであれば、今、私の手元にある資料がスコopingに関する情報が項目、それから、ラフな調査工程だけなんですね。調査団としてのこうやっていくんだという手法も示していただければ、より調査手法に関して具体的な助言が行えたのかと考えております。ただ、現段階でいただいた資料では、そこまで踏み込んで議論するにはちょっと至らないかなと考えました。おっしゃるとおり、コンサルテーションについても、もう少し、本当は国の特性あるいは調査の特性、土地柄を踏まえて、より踏み込んだ形の助言も考え得たのかもしれないんですが、ちょっといただいた報告書のデータでは、そこまで踏み込めなかったかなと考えております。

○村山委員長 ありがとうございます。

今の段階で、これ以上この点を詰めるのはなかなか難しいんじゃないのかなと思いますので、よろしいかと思います。

○石田委員 別に大した意見を言うわけじゃないですけども、基本的に満田委員が言われたことと同じで、私たちは与えられたものでやっているというところに、やっぱり助言委員会の限界があると思うんですね。それは前のときからずっと感じていました。ですから、助言委員会というアプローチをとる限り、与えられた資料を充実させていただくことを要望するという方向性と、あと、本当にやっぱり項目を重点的にやっていかざるを得ないという感じがするのと、それと、早瀬委員がおっしゃられるようにStakeholder Meetingだとか、私は参加型のところがいつも非常に気になるところで言ってきたんですが、余り言うコンサルタントの方で怒り出す方が前もおられて、これは別に記録されて構いません、僕がよく知っている人ですから、それは当然だと思うんですよ、だって、JICAとの契約でやっていて、その範囲の中でやっていて違うことを言われたらできないので、自社の費用の持ち出しにもなるし、これは事実ですから。

それから、調査の再委託、再委託というのは現場でよくやるんですけども、再委託の調査の質をコントロールするって非常に難しいんです。現実的に、僕も経験したことがありますけれども、そういういろんな要素があるので、助言委員会は助言委員会のできることを資料のほうからやっていって、あと、JICAさんはJICAさんで社会環境配慮のコンサルタントのトレーニングというのをやられていますので、そういうように立体的に攻めていくほうが実は現実的には効果的なんじゃないかなというふうに感じています。ただ、おっしゃられることは非常に納得いたします。

すみません、助言委員会の限界という言い方をしましたけれども、それを私は悪い意味でと

らえているのではなくて、助言委員会の役割が資料を見て判断して、できる限りのところについて、項目のみならず、必要があれば手法についても調査団のほうにお願いをして、手法についてきちんと書いていただいて、特に住民への影響が大きく出るようであれば、どういう手法をとるんだという、だから、社会調査なんて本当に一通りやろうと思えば、量的にアンケートを書いてやってしまうこともできるわけですね。必要なことを取っ払かすのもできるわけですから、そういうことがないようにという配慮を私たちの懸念の中で出てくるようであれば、それは新たにお願いをして、そういう調査の仕様書みたいなものも提出いただくということも、十分に可能じゃないかというふうに考えています。

○村山委員長 ほかはよろしいでしょうか。確認ですが、お立場としては審査役としてのご発言ですね。

○原科審査役 審査役として言います。

プロセス全体でというのは、ワーキンググループはあくまでも助言委員会全体でやる仕事の効率を図るためなので、審議は従来の助言委員会と同じような考え方です。どんなものを対象にして行ったか事実をしっかりと記録していただくことですね。ですから、今、言ったように文書もどんどんこれから次の段階のものが出てきますから、この助言案なんかは必ずどの文書を対象にしたか明記してください。これは大事なことです。

それから、フィードバックが大事なんです。この助言案をつくる時、事務局は助けてくれますけれども、助言委員会のワーキンググループで先に出していただくので、ここに出したものがワーキンググループの中でしっかりフィードバックして、ある程度、文言を詰めたかどうか、そのことが大事なので、それも記録していただきたいんです。一回、会合を開いただけでつくった場合には事務局の案になっちゃいますね。あとはもう一回開くか、あるいはメールでもいいですよ、メールベースでもいいから、そういうフィードバックして、一応、主査のもとでこれを出しますよという形をきちっとやっていただかないと。この場でほかのメンバーが議論するといったって、十分、今を見ても時間がないでしょう。だから、なかなか責任が持てないですよ。だから、やっぱりワーキンググループでしっかりした形を出していただくということをやっていただきたいので、その辺に関しては、今回、どういうぐあいに進んだのかということを確認したいと思います。

これは田中主査のもとでフィードバックして、一応、これでいきましょうということで、皆さんもオーケーが出た上で出てきたと考えてよろしいですか。

○田中副委員長 それは、そのとおりです。最終案について各ワーキングメンバー全員に確認

をいただきました。

○原科審査役　そういうことをよろしくお願いします。ですから、必要があれば、2回ぐらいワーキングを開いていただかないと議論ができなくなります、あるいは2度目はメーリングでやります、フィードバックをお願いします。その上で出してください。

○村山委員長　よろしいでしょうか。

私も少し言いたいことがあるんですが、時間がもう大分過ぎましたので、もしなければ、この案件については、これで助言を確定ということにしたいと思いますが、よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、一つ戻りまして、スリランカのほうの案件について、ご紹介と助言案の議論をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○河添課長　河添です。こちらのスリランカの案件は私のほうの担当です。

お手元の資料、先ほど配らせていただきましたけれども、背景を説明します。スリランカでは2003年に大きな洪水があり、あるいはインド洋の津波等々、自然災害が発生している状況です。それを背景に災害対策法が2005年に策定され、それを所掌する省庁、防災管理省のもとに、防災センターが設立されています。

こちらのセンターに対する協力として、マスタープラン調査を2006年から2009年にかけて実施しました。そのマスタープラン調査の中で、スリランカで重点的に対策を施したほうがよろしいのではないかという提案をしているのが南西部で、特に4河川、カル川、ケラニ川、ギン川、ニルワラ川、この流域において重点的な事業を提案する方向で、マスタープランを作成しております。優先事業をそのマスタープランの中でも提言をしてあります。また、緊急修復事業等々、提言をしてあります。

今回、助言をいただくのは、このマスタープラン調査の中で重要施策として優先的に実施する事業のフィージビリティスタディですので、マスタープランの次の段階で、もう少し具体的に事業化を図るために必要な調査の内容を助言委員会にかけた次第です。

その背景ですが、対象の河川は4河川で一番上のこれがケラニ川で下流域にはコロンボがあります。その下、南側になるとカル川です。ここの流域には2つの町があると。あと、ギン川、ニルワラ川ということで、この4つの流域が対象になっております。

今のフィージビリティスタディはこれからですけれども、2010年1月から2011年9月まで、この期間で行っていく予定になっております。

具体的なフィージビリティスタディの中で、何を検討するかということですが、カル

川の流域ではまず構造物対策、あと非構造物対策ということで、洪水の予警報等と非構造物としてやっていくということになります。後で出てきますけれども、カル川の流域で構造物対策を行います。ですので、ここの流域の環境社会配慮、特に社会配慮面が一番重点になってきます。あと、ケラニ川、ここでも堤防あるいは樋門の緊急修復事業を実施します。あと、ギン川、ニルワラ川については緊急修復事業、要するに既存の堤防等々の修復あるいはポンプ施設を修復していくものですので、ここの部分については修復事業ということで、大きな環境社会影響はないだろうと見込んでおります。

先ほどお話ししましたカル川の流域でどのような事業を実施するかというと、堤防の整備あるいは非構造物対策としては早期警報モニタリング、あるいは都市地域に関する開発規制等々、ソフト的な対応をやっていこうという構想です。あと、洪水制御施設、緊急修復、提言としては以上です、ケラニ川流域では下流の既存堤防の護岸整備等、あるいはギン川、ニルワラ川ではポンプ施設の修復ということを構想しております。ですので、重点はカル川になります。

現在、どういう状況かということ、この川沿いに住居がある、あるいは土砂の採掘やら鉱物資源の採取等々、途上国ではよく見るような風景だと思いますけれども、こういう状況になっていると。ですので、こういうところで堤防等々、新しい構造物を建てるとなると住民移転が発生するわけです。その数は大体700世帯ぐらいに影響を及ぼすのではないかというふうに見ております。まだ、詳細な調査はこれから入るところですので、実数はこれから計数するわけですが、社会配慮上の課題があると考えています。ですので、その部分についての配慮が必要と思っています。

まずは、大規模住民移転ということで、世帯数では700程度の規模が予想される。あと、不法占拠者への影響として、そういう川沿いに住んでいる人たちをどういうふうに生計確保、生計の支援なども含めて、どういうふうに配慮していこうかということ、あと、河川に依存して生活する人々への影響ということで、これらが主な環境社会配慮上の焦点になります。

ということで、以上の背景をもちまして助言をお願いした次第です。

○村山委員長 ありがとうございます。

こちらについては石田委員のほうに主査をご担当いただきましたので、助言案についてご紹介いただければと思います。

○石田委員 まず、最初に、出かけるときに急なことが生じたものですから遅刻しまして、順序を入れかえるような結果になりまして申しわけありませんでした。誤ります。

それでは、スリランカ国の助言案について説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、まず、私たち委員が合計で4名で審議をさせていただいたんですが、まず、感じたことがあって、それで、実はワーキンググループの時間の半分ぐらいが使われてしまいました。何を感じたかという、まさしく事業の背景と代替案の検討、1、に書かれていることで、これはF Sなものですから、F Sの前のマスタープランという全体計画が存在しています。そのマスタープランの段階で、ガイドラインに沿った環境社会配慮の審査が外されていたんですね。そのため、特に必要性、事業がなぜ必要かということ、それから、事業が必要なことにかかわるいろんなバックデータ、洪水がどの程度起きているかということの危険性だとか、流量だとか、水門、水質に関する事柄、それから、あとは代替案の検討、戦略的な代替案の検討だとか、事業アセスのような要するにテクニカルなものを比較にかかわるような検討、要するに階層化されたような検討というものが私たちに対しては説明または情報提供が不十分であったんですね。

というところがあって、最初は私たちも2時間という与えられた時間の中では、かなりその部分についての議論や質問が出ました。そのため、まずは5つのことを助言したいというふうになりました。繰り返しになりますけれども、必要性についての記述を書いて、正当性を説明してくださいと。それから、それに伴う各種のバックデータ、気候変動に関する予測、洪水被害の実際の実態はどうか、流量の水位変化等についても説明してくださいと。

さらに、提示された代替案が技術の比較なんですね。その技術の比較がわかりにくいので、まずはマスタープランレベルで、どういう代替案の比較検討を収集されたのかということの説明してくださいと。さらに、その次にフィージビリティ調査です。これは4河川あるんですが、2河川に絞り込んでいますので、しかも堤防設置だとか、いろんな構造物の設置、それから、非構造物、つまり、住民といろいろやっていく対策についても、具体的な案を出されていますので、それをコンバインしたようなもの、それから、また単独で比較するにしても、今、現状で配られている資料ではわかりづらいので、それを見直してわかりやすいように説明してくださいということをお願いします。

それから、代替案の比較検討については、経済評価を前面に出されているんです。経済指標を主に使われています。ところが、経済指標だけでは環境社会配慮としては不十分ですので、環境社会配慮の各項目についても具体的な数値を包括的に検討してくださいということです。さらに、また繰り返しにもなってしまいうんですが、現状の代替案の比較検討は、構造物対策のみが目立つ形ですので、非構造物対策についてもきちんと言及をしておいてくださいということです。

ワーキンググループのときに私たちがいただいた資料というのは、皆さんにも既に全体にお配りされている日本語のスリランカ国の準備事業調査という最初の全体会で渡されたものと、それから、当日、お配りいただいたのはカル川流域の洪水はんらん域という幾つかカラープリントされたものをいただいています。それと、あとは皆さんのお手元にもいつていると思うんですが、マスタープランの英語文案はこういうところにありますよというのをJICAの図書のポータルサイトで示せる形で、一応、資料としてのお知らせは全員に来ていていると思います。

ワーキンググループの作業の時間の前半部分は、そういうふうに背景と代替案の検討というところはかなり議論というか、私たちの関心が集中して、その後、いよいよ個別のものに入っていきます。

まず、順番にいきますと、生態系調査、事業対象地域にホットスポットに関連する影響が報告書の中でもきちんと示唆されているため、とはいうものの、生態系調査についての詳細な調査項目というのは示されていないので、ここはきちんと書いてください。

それから、河川及び河岸の土地利用、土地所有、通常は環境社会配慮であれば、洪水だとかダムだとか、いろんな要するに水に関連するものをつくる時の影響が出る、影響を受ける、また、影響を与えるということがありますので、その部分についても現状をきちんと把握していただきたいということです。

それから、洪水の要因に関して、降雨量、河川流量や確率分析にとどまらず、森林破壊による影響、開発事業による影響、それから、カル川流域における海面上昇及び地盤沈下による影響等についても、情報を収集してくださいというお願いもしています。

次に、まだ大きなものが残っているんですが、スコーピング案、いただいている日本語の資料の後ろのほうにスコーピング案が幾つか、4表ぐらいに分かれているんですが、私たちが考えて、次のものをもう少し深めていただきたい、つまり、評価を見直していただきたいというところが6点です。

まずは、水利用、水利権、入会権についてのいろんな影響の評価をしてください。それから、雇用や生計手段等の地域経済、漁業や砂利採集を含むいろんな彼らの生計の手段がありますので、それについての評価をきちんとやっていただきたい。それから、工事中的水質汚濁、4番目が女性の家事労働に与える影響、ジェンダーの部分、さらには、地形・地質が工事時の森林伐採の程度がどの程度ということ、それから将来的な地形変化の可能性を評価していただきたいと。6番、海岸・海域、これは河口域の話になりますけれども、対象地域から1キロメートルほど河口に位置する海域への流水量の増加や侵食による土砂、河川の生態系変化が河口や海

の生態系に与える影響の評価もしていただきたいというところを助言案として盛り込ませていただいています。

それから、次はスコーピングマトリックス全体を横断的にかかわるようなことになってしまいますが、括弧書きで囲んだ、どちらかといえば社会面、貧困層、先住民族、少数民族、被害と便宜の偏在、文化遺産、水利用、水利権等といったものを考慮した社会経済調査もあわせて実施してくださいというお願いです。

あと2つ、大きなものとしてはステークホルダー協議と住民移転に助言をいたしました。

まず、ステークホルダー協議は予定では1回ということになっているんですね。それですので、その回数と中身についても私たちは助言案をつくりました。まず、スコーピングの段階では、これからどういうものができるかということで、ステークホルダーってここは住民にはとどまりません。事業者も事業主もそれから影響を受ける人たちも含めてという意味でのステークホルダーです、ステークホルダーの十分な理解を得ていないと思われるため、ステークホルダー協議等を通じてステークホルダーからの意見を事業計画に取り入れてくださいと。彼らだけが持っている貴重な意見だとか情報がありますので、それをぜひ取り入れていただきたいと。

それから、最終受益者、つまり、住民がこの場合は主になると思うんですが——を含む主要なステークホルダーへの社会調査を実施し、非構造物対策への具体的内容と効果について、より詳細に記述してください。構造物対策はかなりしっかりと書き込まれているんですが、非構造物対策を提案されているにもかかわらず、その面についての記述が弱いというところを強化していただくようお願いです。それから、さらに今度は回数と開催時期を明確にスケジュールに入れてください。

最後、住民移転です。住民の移転が考えられるということが予定されているんですが、その内容がこれまで委員会で手がけていた案件と比較してみると、比較的手薄な記述になっていると。ということで、ここもかなりいろんなご意見が出されました。まずは、移転計画にかかわる調査の内容、方針をより明確にしてくださいと。それから、考えられる住民移転の数及び正規、非正規または生計手段などの現状の詳細を調査することと。これは今までに助言している、これまでに助言項目として含めたところをかかわってきますので、そのデータを使うことも当然、考えられます。

次に、住民移転はどの国でも非常にデリケートな部分がある部分ですので、過去の訴訟や反対運動の実態について情報を収集すると。参加された委員からも懸念が出されまして、スリランカ国でも過去にこういう必ずしもスムーズにっていない例があるので、ということもご紹介

介されました。ということもあって、訴訟や反対運動の実態について情報を収集し、そこでの主な争点を把握しておくことという項目がここで助言として取り上げられています。

それから、今度はスリランカ国で、どういう非自発的住民移転を行っているかということの実態を具体的に把握するというのが13番ですね。特にNIRPに基づいて合法的な土地利用権を有していない住民は非常に不利益になることがあるので、JICAガイドラインに基づいた十分な補償を確保すること。これはJICAガイドラインに明記されている不利益をこうむってしまう人たちに対する配慮ということで、入れさせていただきました。

それから、今度はRAPに関する適用への助言ですね、RAPに関するステークホルダー協議では影響住民全体を対象と、つまり、一部の住民じゃなくて影響住民全体を対象としていただき、かつ実施に当たっては、影響住民に過度なプレッシャーを与えないような方法での実施を検討してくださいということです。

以上でございます。

○村山委員長 コメントのまとめ方について簡単にご紹介ください。

○石田委員 それで、このときは2時間半ぐらい、まず、最初のワーキンググループで討議をして、助言案をここでかなりまとめてしまう時間というのは思っていたよりはなかったです。1時間ぐらいは全体の背景だとか、それから、必要性についての議論もありましたし、こういう資料が今後、欲しいと、こういう要望もあったので、限られた資料の中でやっていく中で、前半部はそういう質問や背景についての話が出て、後半部で、今、ここに出てきたスコーピング案に対する助言案の骨格をつくりました。

その後、1週間少し、10日ほどありましたので、その中でまず事務局のほうでワーキンググループで出された意見の案をまとめていただいて、委員に全員に送られて、委員からそれぞれ個別のご意見をいただいて、新たにつけ加えたものなどもあります。例えばスコーピング案に関しては次の6点について評価を見直す。これは後でメールでのやりとりの中で出てきたものです。なぜかという、やはり1時間程度の時間では限られた時間の中で読み込めなかった部分というのもありますし、それから、議論することで頭が活性化して出てくるというものもありました。特に今回は資料をいただいてから、委員会開催までが極めて限られた時間でやって、その中で事前の設問の時間も短いということもあったり、それも一つ背景にあったと思います。

それと、ステークホルダー協議や住民移転に関する部分も、メールでやりとりをする中で非常に膨らんできたというか、いろんな項目が出てきますし、それから、あとはスコーピング案の助言案の提言の順番の流れなんですけど、これも実は最後に村山委員長がきれいに、私、主査

が行き届かなくてやれなかった部分をきちんとまとめていただいて、大きなものから小さなものへというまとめ方をしていただいていますので、メールでのやりとりでかなり追加、改善をいたしました。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、担当委員のほうで追加のコメントがありましたらお願いいたします。

確認ですが、主査が石田委員で、そのほか、田中副委員長と原嶋委員と私という4名ですね。よろしいですか。

○山本委員 きょうの後のほうの議題で、この助言委員会でワーキンググループから出された案に対する発言が、どの程度の内容までの許されるのかというのがよくわからないんですけども。JICAでは、余りさかのぼるような議論は慎んだほうがいいのではという意味合いが案に書かれていますので、どこまでしゃべっていいのか非常に迷うところです。

○村山委員長 結構です。

○山本委員 いいですか。小さいことなんですけれども、自分の専門にかかわるようなところからちょっと一つだけ確認して、ちょっとそれが漏れていれば少し配慮すべきかどうかということをご提案したいと思うんですが、スコーピング案の5番がありますね。5番の⑤地形・地質で、工事時の森林伐採の程度と土壌侵食による云々というのが書いてございます。配られました調査案を読みまして、この地形・地質の変更の表現のところ、これは私の感じでは堤防をつくるときの堤防周辺、河川の近くの改変というふうに読めたんですね。

実は気になるところは、今回の案はかなり大きな堤防をつくるという構造物対策が入っていると思います。構造物対策の堤防をつくるというときには、かなりの土砂を搬入しなければならないんじゃないかというふうにも思うわけですね。土砂を搬入するということは、実はその量にもよりますし、運搬ルート、採取場所にもよるんですが、問題が起きる場合があります。日本では既に特に千葉県で大きな経験をしているんですが、どこで土砂を採取するのか、そのときの自然破壊あるいは土壌流出について配慮されているのか、あるいはダンプカーで運ぶわけですが、量によってはかなりのダンプカーがメイン道路か、あるいは裏道かわかりませんが、通過するわけですね。

そのときにはダンプカーによる汚染、土砂が舞い上がったり、こぼれ落ちたりで、粉じん汚染が発生し、騒音振動問題も発生します。もし、村の中とか町の中を通過するのであれば、これは意外と大きな問題で、例えば具体例を挙げますと千葉県の君津というところがありますけ

れども、羽田沖の拡張工事でここはダンプ街道になりまして、大変な問題になりました。新聞にも大きく出まして、沿道住民は大変な被害を受けたんですね。こういうことが発生する可能性があるかどうかという評価をやはりしておいたほうがいいのではないかと思います。もちろん、そういうところがなければいいわけですが、一応、そういうふうな感じを持ちました。ワーキンググループのほうでも、この⑤番のところの表現にはそれは含まれているよということであれば、私はそれでいいと思いますが、いかがでしょうか。

○石田委員 今、おっしゃっていただいたことは、非常に重要なご指摘でありありがとうございます。ほかの委員の方々にもお伺いしたいんですが、私の記憶するところでは、その話は出ていなかったようにも思うんですが、いかがでしょうか。

○岡山委員 まず、追加のような形なんですけど、例えば私は木曾川流域の委員をしていたことがあるんですけども、日本の治水の場合はどうしてもコンクリート護岸を張っていくことになるので、でも、この写真から見ると割と自然堤防に近いような、ひよっとしたら盛り土しただけのようにも見えるんですけども、これはこれで問題があるんですけど、多分、我が国の場合は現在、国交省のほうですべてのそういう造成道に関しては、全国で出るものを出たところと使うところでモニタリングを全部かけて、どこにどう動かすかというのをみんなやっているんですね。そういう意味では、公共事業の場合はプライマリーで動くようになっているのがそうなんですけれども、途上国の場合は多分、そういうシステムがないと思います。

ですので、どこの土砂を持ってきて、どのような工事を行うかというのが割と重要なのかなと思うのが1点と、先ほどのもちよっと感じたんですが、日本の川と違って流下速度は遅いんですけども、雨季がある国ですとインドネシアですと2月ぐらいですかね、一気に大量の雨が降って、下手すると構造物そのものも一気に流されることが割とあることが1点で、そうすると、流域の下流の方々が大きな被害を受けるわけです。そのものを撤去するのは公共事業所だけなので、そこがまたキャパシティがないと、結局、全部、海に流しちゃうなんていうことがよく起こるわけですね。

そういうことができるだけない場所を選定しているかどうかということと、それから、本線を割とちゃんと治水をすると支川がやられることが、今、非常に多くなっていて、支川のはんらんによって、そこで内水はんらんを起こす、町が一個、湛水するということもしばしば我が国でも起こるんですけど、その場合にカル川は既存の施設、ポンプがないんですね。ちょっと都市のありようとミニシュパリティがどういうふうに配置になっているか、ちょっとわからないので何とも言えないんですけども、これができたときの後に、一発、水害が起こったときに

どう水を流す予定で、どうはんらんリスクがあるか。要は日本でもあるんですけども、ハザードマップがどのくらいできているかということが非常に重要ななと思いました。

○原科審査役 今の土砂の最初の問題は大変重要だと思います。今、おっしゃったように日本の国内である部分ではうまくチェックしているところがあると思いますけれども、日本でさえ必ずしもそうになっていませんでね、例えば辺野古の基地の問題、辺野古の埋立土砂はどこからとってくるか、明確に表現しないんですよ。それも大きな論点になっていまして、だから、方法上、出ていないので、大議論になりました。だから、そういうことがありますので、やっぱりこういうことは大変重要なので、ぜひ、これは検討していただきたいと思います。

○村山委員長 確認ですが、土砂の移動はこの事業ではあるということによろしいですか。

○河添課長 量の問題だと思います。土砂の移動はあると想像しますけれども、詳細については、すみません、この中で助言をいただいた情報をもとに調査をかけていきたいと思います。

○村山委員長 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

○長谷川副委員長 土砂の話じゃないんですけども、もし我々が助言する対象が先ほどの案件と同じようにスコーピング案というふうなものだとすれば、ちょっと私は2つほど、ここはどうかなというのがありまして、例えば1番目の①事業の必要性というところですけども、これはそもそも論というところで、つまり、社会環境配慮という点からは、少しかなりもとに戻る助言になってしまうんじゃないかということ。もちろん、社会配慮の点を検討する場合は、この背景ということで必要性の説明を受けたりということは情報として必要だと思うんですけども、助言として書くべきようなものかどうか、②もひよっとするとそうかもしれませんけれども、あくまでもスコーピングということであれば、ちょっとこの①、②、特に①はどうかなというふうな気がしました。

それから、スコーピング案の5番、非常に短時間でワーキンググループの方はご苦労なさって、ここも含めてまとめていただいたんですけども、一応、いただいた資料を見ると、水量から始まってジェンダーも含めて、その次のページも含めて、一応、スコーピングの検討対象項目とはなっていたわけですよ。それなりの評価がこのマトリックスに出ておりまして、この助言の提案としては評価を見直せということなんです。これはつまり後戻りということで、評価を見直すということの意味合いなんですけれども、スコーピングでやった評価自体、つまり、選定自体が不確かというか、疑問が残るので、もう一回、評価し直せという意味なのか、それとも、評価はせっかくやったんですけども、それがこれから本格E I Aの項目につなが

っていないから、そこをつなげるようにしろというような話なのか、その辺がちょっとわからなかったんですね。

スコーピングをやる意味というのは、なるべくお金がなくて、それから、時間もない中で一番重要なものをピックアップして、かなりそれに集中しながら言い合いをやるということですから、いたずらにあれもこれもということはまずい、もちろん、委員の方はそういうつもりでやったわけじゃないと思うんですけども、ここにある①番から⑥番を新たに再評価をやれという、この中ではどのぐらい確たる確証があって言っておられるのか、別のコンサルの味方、JICAの味方をするわけじゃないんですけども、その辺、ちょっと教えていただければと思うんですが。

○村山委員長 もしあれば。

○石田委員 今、長谷川副委員長がおっしゃったこと、最初からですか、最初の土砂の持ち込み等についてからですか。

○村山委員長 いいえ、長谷川副委員長のご発言についていかがでしょうか。

○石田委員 長谷川副委員長がおっしゃったことについては、村山委員長にお答えいただくほうがいいのかと。すみません、お願いします。

○村山委員長 私のほうからちょっと考え方をお話しさせていただくと、最初の1の①と②についてですけども、確かに削除して助言案をまとめるという方法もあると思います。ただし、こういう点を確認した上で助言をしたいというのも、担当委員の中では共通した意見だったように思いますので、決して、この点を踏まえて上で、もう一度、その必要性について議論しようとかいうことまで、必ずしも求めていなかったと思います。そういう意味で、説明なり、記述を加えていただいた上で、議論したいというのが担当委員の共通した意見だったので、そういう意味では、ここに加えておいていいんじゃないかと私は思っております。

それから、2つ目のスコーピング案の評価の見直しの意味ですが、資料の中に出ているスコーピングマトリックスがありますけれども、こちらのほうでカテゴリ分けをされているものについて、もう一度、再検討した上で、必要があれば見直してほしいと、その上で具体的な調査に入ってほしいということですので、一部、後戻りかもしれませんが、確認なり、再評価した上で、調査につなげてほしいというのが基本的な考え方です。

審査役、どうぞ。

○原科審査役 今、必要性についてはむしろ説明が不十分だということの意味だと思うんですね。環境アセスメントは基本はコミュニケーションですから、説明をしっかりしていただきたい

いという趣旨だと思います。それから、もう一つは最初の評価段階ですべてが絶対的な評価はできませんで、相対評価になりますので、そうすると、必要性が大変高いということの認識があれば、少々、環境への影響も我慢しましょうという議論も生まれますよね。だから、必要性に対する記述がしっかりないと後のほうで困るので、そういうような趣旨だろうと、委員長はそうおっしゃったと思います。

それから、2つ目の評価を見直す。これは表現が不適切で評価項目だと思いますよ、スコーピングですから。評価はこれから先にやるんだから。評価項目を検討し直すという意味だと思いました、私は。評価自体はこれからやることでしょう。スコーピング段階で評価項目まで、大体、整理して、その次に予測・評価するわけですから、調査と評価ね。だから、この段階、スコーピング段階で評価を見直すといういい方はちょっと不適切だと思います。評価項目を見直すということではありませんか。

○村山委員長 項目の見直しということも一部含まれているんですが、資料のほうではマトリックスが出ていて、各項目に関して評定が示されているんですね、A、B、C、Dという形で。

○原科審査役 スコーピング段階は余り評価しなくてもいいと私も思います。検討項目を入れるかどうかを判断すればいいんだから。

○村山委員長 そうですね。あらかたの評定の中で特に重要なものを今後、詳しく調査をしていくということがありますので、そういったあらかたの評定に関して、もう一度、検討する部分があるんじゃないかということです。

○原科審査役 ですから、今後、混乱するといけないので、スコーピング段階は評価というよりも、項目として採用すべきか否かのその判定材料だという言い方のほうがいいと思います。

○石田委員 スコーピング案に関しては、少なくとも私が見ていて思ったのは、きちんとAからD判定までされているんですが、判定のされ方が例えばDがついているところ、例えばジェンダーを取り上げると、どういった理由でジェンダーにDがついたのか、よくわからない。というところも含めて、具体的な提案としては「ジェンダー」の次に、女性の家事労働に与える影響が懸念されるんじゃないかという想定のもとに、具体的な項目が出てきたんだと思います。

それから、大切なことを今、思い出しましたけれども、先ほど私が説明させていただくときに、議論の前半が混乱したと、1時間ぐらいかかったというところはやっぱり事業の必要性についての記述がなかったんです。いただいていたのは数十枚のこの薄い日本語のものだけですので、いきなり技術論、堤防と河道だとか、幾つか比較されている代替案が一番最後に出てきたんですね。河川幅拡張、バイパス・ダム建設、被害住民移転ということでいきなり出てきた

と。これはあくまで事業アセスの話をしているのであって、事業の要するに工法の話と比較している。

さらには4河川あるにもかかわらず、カル川とケラニ川が選ばれた理由もわからなかったと。資料にもそういうことがないので、ということで、私たちの間でもかなり混乱が生じて、そこで、やっぱり正当性や必要性、なぜ、ここまで絞り込んだということをきちんと報告書の中に含めていただきたい。それは当然、マスタープランに書かれているんでしょうけれども、F Sのプランの中には、なぜ、ここまでたどり着いたかという道のりをきちんとプロセスとして示していただきたいという気持ちを込めて、①や②があるというふうにご理解いただければと思います。

○村山委員長 短くお願いします。

○長谷川副委員長 短く。報告書に含めという話と、それから、環境配慮をこれからどうやっていけという話は別物だと思うんですね。報告書にこうやというのは形式上というか、内々の話ですから、助言という形で正式に委員会からするような性質ではないかなというふうに私は思っています。

○田中副委員長 実は私も最初の第1号のインドネシアの案件のときも感じたし、この案件も実は出て私も感じたんですが、実はJICAからどういうことが諮問というか、助言の対象になっているかということがよく認識の共有ができるまでかなり時間がかかるんですね。今回の場合、準備調査という調査レポートについてのコメントを出すという話なのか、ここからさらに次のステージに行くときに、こういうことに配慮しろということを出してほしいのかということ。

私たちはこの準備レポート、調査レポートについてコメントを出してほしいというふうに理解して、そうすると、今、お話のように実は事業の必要性とか、なぜ、こういう手順で例えばこの4河川から2河川を選んで、かつ、こういうハードな洪水対策をするのか。そのプロセスがよくわからなかったんですね。そこで、こういうような意見、つまり、事業の必要性とか、あるいはそのためのバックデータなんかをきちんとやっぱり盛り込んで説明しないと、読み手にとってわかりにくいですよという趣旨で盛り込んだわけです。したがって、JICAの側が、いや、そうではないと、次の調査の段階でどういうことに留意したらいいかということを経験事項として諮問しているんだということであれば、そこにこたえていると思うんですが、その認識ですね、そこをやっぱりちゃんと整理して、出していただいたほうが助言委員会のほうはやりやすいと思います。これは事務局にお願いしたいと思います。

○村山委員長 今の時点での考え方、ご説明はありますか。

○河添課長 今、お話しいただいたところは我々も感じていて、レポートをこちらのほうから提出させていただくということは、それに対して我々も考え方なりをレポートに基づいて説明させていただいて、レポートの中には今後の方針も書かれておりますので、それに対してチェック、あるいはその内容について、我々の考え方についてさらなる助言ということをしていただければというふうに考えている次第です。

今、議論していただいた事業のそもそもの存在意義というか、実施する妥当性については我々の記録事項でもあって、最初に説明させていただくということで、きちんと整理させていただきます。ですので、今後はこういう助言は恐らく出てこないだろうと思うわけです。これからは事業の妥当性なり、我々がなぜこの事業が必要なんだろうということは、あらかじめ説明させていただいてから、議論を始めましょうということにさせていただければと思います。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間が大分過ぎているのですが。

○満田委員 大変申しわけありません。スリランカのこの案件は協力準備調査ですよ。ですから、これから協力準備調査が終わった後にアプレーザルにかけて、JICAがこの案件に支援をするかどうかという非常に重要な意思決定をされるというものなわけですね。そういう意味ではマスタープラン、いわゆる調査に対する協力とは質が違くと、私は性格が違うものだと考えているんです。そういう意味で、より調査報告書自体への助言よりも、中身に対する助言の重要度が高まってくるのかなと思っているんです。

さはさりながら、事業の必要性という非常に第一歩のところ、もしこのマスタープランを読み込んだにしろ、必要性が明確ではないというのは非常に大きな話だと思っております、ひょっとしたら、JICAに対してアプレーザルに進むことに関して、慎重な検討を促すぐらいの話になり得ると私は思っているんです。

今後、協力準備調査を諮問にかけられるときに、当然に私たち委員としても本当にこれは日本が支援していいんだろうか、必要性があるんだろうかというようなことは、環境社会影響の全体のバランスの一つとして、当然、見ていくことなのかなと思っているところなので、非常に鋭く問われることだと思っているので、もし、これがマスタープランを読めば事業の必要性がわかりますよということであれば、JICAは委員に対して、事前にマスタープランのここが事業の妥当性に該当する部分なんだというような情報提供はしていただきたいなと思っているんです。もちろん、私たち側もそういった文書を確認する努力は必要なのかもしれないんで

すが、何せ限られた時間内ということですので情報提供はよろしくお願ひしたいと思っております。

というわけで、この原案の助言案の中の必要性に関する記述、これは私は他の委員がご指摘のとおり、非常に重要な記述だと思っております、これはきちんとJICAがアプレーザルに入る前に、私たちに対して説明していただくべきことなのかなと思っております。その後、そういった手続面の議論がされるのかもしれないんですが、やはり協力準備調査に対する助言のあり方というのは、経験を積む中で整理していったほうがいいのかなどは思っております。

それから、もう一つ、この助言委員会に対してなんですが、先ほど岡山委員から重要なご指摘があったと思うんですね。施設をつくった以外のところのリスクが高まることと、施設をつくったことによるリスクの高まりというような話があったと思うんですが、これは重要なご指摘だったと思いますし、山本委員のほうからも土砂についての採取の影響という話もありましたので、こういったような意見はぜひ追加されたらどうかと思いました。

以上です。

○原科審査役 SAを提供する段階、マスタープランですから、ちょっと我々の研究成果が出たので、ご希望で差し上げますけれども、一応、目次とかをばらばらと見ていただいて、見本ですからちょっとごらんください。ということでストップします。国際比較の研究です。

○村山委員長 よろしいでしょうか、ほかに。

ちょっと時間が過ぎてしまっているのですが、若干、延長させていただくことをご了承いただければと思いますが、この案件については、今、満田委員からもご指摘いただいたように、きょうの段階で確定するというわけにはいかないと思います。

一つは1の①、②についてはご指摘がありましたが、このままの形で残したいと思います。それから、スコーピング案の5番について、評価を見直すことというのはちょっと表現が適切ではないというご意見もありましたので、判定か何かの形で少し表現を修正するという方向で考えたいと思います。それから、この中の⑤については山本委員からご指摘いただいた土砂の採取・移動について、明記をするという形で追加の表現を考えたいと思います。それから、岡山委員からご指摘いただいた施設を建設することによるリスク、周辺も含めて、その点も少し追加で考えたいと思います。

そういう意味で、改めてワーキングを開くということは少し難しいと思うんですが、ご指摘いただいた点についてはメールでご連絡いただいて、それを最終的に担当委員のほうでまとめると、最終的には石田主査のほうで全体をまとめていただいて、それで最終としたいと思いますが、そのような形でいかがでしょうか。

○河添課長 この場で確定できない場合も要項の中では想定されていて、メールでやり取りを行うことだと思います。1週間程度でまとめていただければと存じます。すみません、お手数をかけますけれども、よろしくお願いします。

○村山委員長 よろしいでしょうか。それでは、そのような形で進めさせていただきます。
ありがとうございました。

では、きょう、まだ幾つか議題が残っているんですが、3番の8月以降のワーキンググループの会合、その後の予定の5番の全体会合のスケジュール案を含めて確認と、各委員のご担当について少し議論させていただきたいと思います。

まず、8月以降のワーキングの件についてご説明をいただけますでしょうか。

○河添課長 では、8月の予定、議事次第のほうに書かれている今回は4案件について、これから助言をいただければと存じておる次第です。

一番最初のバングラデシュの案件を簡単に説明します。ダッカ都市交通網整備事業、これはフェーズ2と書いてあります。フェーズ1の段階ではマスタープラン調査を行っています。マスタープランの中で優先順位の高い事業として高速鉄道と、あと、バスレーンの整備、あと、交通渋滞等々を制御するための政策あるいはソフト的な対応、交差点对策とか、そういったものがマスタープランの中では提案されています。

その中でも、特に優先度が高い事業として高速鉄道6号線、これは22キロにわたるものですが、このフィージビリティスタディをフェーズ2の実記録事務調査の中でやっていくというものです。大規模な非自発的住民移転を伴う、これは大体200世帯ぐらいを想定されています。これをいかに低減していくのか、あるいはできるだけ極小化していくのかというところがこの調査の焦点になってきます。フィージビリティスタディのスコーピング案に対して、今回、助言をお願いいたしたいというものです。

スケジュールとしては8月20日の午後あたりに、こちらのほうは希望します。その一方で、最終報告書案は1月を想定しております。環境レビューに入るのが来年6月を予定しています。これがバングラデシュの案件。

次、セネガルのポドール灌漑地区整備計画、これは既にスコーピング協議は行いました。2010年3月でした。そのスコーピング案に基づいて調査をした結果がほぼ取りまとまっている状況と、これから取りまとめを行っていくところですが、そういう意味で、最終報告書案の協議になります。ポドール灌漑地区、これは1,300ヘクタールと非常にエリアが大きいので、カテゴリAになっています。その一方で、住民移転等の影響は非常に少ない案件です。実

は審査会の中では、この案件はどうしてカテゴリ Aなのかと言われたぐらい、いろいろな環境社会配慮をやった結果、相当程度、環境社会配慮面では問題ないのではないかとこの案件でございます。8月30日、月曜日に協議をご相談したいという案件でございます。

○杉本課長 3件目は、フィリピンのマニラ首都圏下水・衛生環境回前事業の協力準備調査、有償資金協力を念頭に置いた協力準備調査のFSを行うものです。本件は、まさにこれから調査を開始しようというもので、スコーピング案に関するワーキンググループを9月13日の午後あたりのタイミングで開催したいと考えております。協力準備調査は6月30日以前に実施合意に至っているため新ガイドラインの対象外ですが、本体事業は新ガイドラインに基づき環境レビューが実施される予定の案件です。下水排水システムが主なコンポーネントです。

4件目は、ラオスの全国物流網計画調査という案件です。これは開発計画調査型技術協力の案件で、旧審査会の時代、2010年2月に調査のスコーピング案について答申をいただいております。これを踏まえ、今般、最終報告書案がまとまるという段階になっています。今回の委員会は9月17日ごろで開催したいと思っています。前回は、旧審査会の委員の方々に答申案の議論をいただいた経緯から、その議論の際にご参加いただきました委員の皆様には、ぜひご参加をお願いしたいと思っています。

3件目、4件目はワーキンググループの予定が9月になっていますが、9月頭の全体会合というタイミングを考えますと、次回担当委員をお願いした場合には資料を配付させていただく時間がないものですから、今回、これらについてもご担当の委員を決めていただき、時間に余裕を持って資料の配付等を行わせていただきたいと思います。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それで、この4案件に関して担当委員の選任ということをしたいのですが、事務局から何かご提案はありますでしょうか。

○河添課長 担当委員の件については、お手元に3グループの案も出しましたけれども、委員長のほうにもお任せさせていただいて、今後の運営を決めていただければと思う次第です。その一方で、一度、審査会をやっている案件については、そのとき、審査にかかわっていただきました委員を中心にやっていただくのがよろしいかと思うのですけれども、その点についても委員長のほうに諮らせていただければと思います。よろしいですか。

○村山委員長 わかりました。

それでは、一つ、きょう、当日配付で皆様のお手元にあるかと思いますが、グループ分けと

いう案を作成していただきました。これから案件の数がどんどんふえてくる可能性が非常に高いということから、ここでは3つのグループに分けて、担当いただいているかどうかという案になっております。一つは参加の可能日、それから、それぞれのご専門、そのあたりを考慮して3つに分けているのですが、例えばこの3つをうまく使いながら、きょうのこの4つの案件について、ご担当いただくことを考えてはどうかということなのですが、いかがでしょうか。恐らく8月、9月は大学の先生方は必ずしも参加可能日とは別の形でスケジュールが動いておられるかとは思いますが、そこも含めてご検討ください。

○長谷川副委員長 この3つのグループは、ご都合のいいということで分けられたと思うんですけども、ワーキンググループの説明会自体はいいと思うんですが、その後の全体会合とのセットでのスケジュール、例えばワーキンググループで主査になったんだけど、全体会合には出られないとか、主査でない方も全体会合にはなるべく出たほうがいいと思いますから、その辺の全体会合との絡みでというのはいかがなものかと思います。

○村山委員長 そうしますと、これは5番の全体会合スケジュール案にもかかわるのですが、最後のページをごらんいただくと、一応、案として9月から年度中の案が出てきています。こちらにありますように金曜日と月曜日を軸に、全体会合を設定していただいているということになります。ですので、どちらかに出ていただくということを前提に、日程案をつくっていただいているんですが、長谷川副委員長がご指摘のように、どちらかしか出られないという方も多分いらっしゃいますので、どうしてもご出席いただけない場合は、主査の代理でほかの担当委員の方にご紹介いただくということになるかもしれないですね。

○長谷川副委員長 あるいは主査の方を試みとしてなってもらうとか。

○村山委員長 そうですね。そういう主査のご都合にもかかわるとのことですね。

○田中副委員長 形式的に例えばAグループの方が例えばバングラデシュの件とか決めてもいいかなと思うんです。そうしたときに、Bグループ、Cグループの方でもご都合のつく方に入っていたらいいんじゃないかなと思います。できるだけ、実は先ほどのスリランカの案件は4名とか、それから、インドネシアの案件は5名とか6名とか、少人数でありまして、少人数でやったほうが意見交換ができるという面はあるんですが、反面では多様な論点なり、見落としが出てまいりますので、できるだけ多くの委員は参加したほうがいいと思うんです。ですから、仮にワーキンググループAがA案件の担当だとしても、Bグループ、Cグループからもぜひ出られるように、そういうふうに調整したらいかがでしょうか。

○原科審査役 だから、適宜、臨時委員を必要があればお願いしていただいたほうがいいです

ね。それから、臨時委員まで正式にいかなくても傍聴に来ていただいて、どんどんインプットしていただくとか、そういう工夫をしてください。今、田中副委員長がおっしゃったとおりで、いろんな情報がないとよくないと思いますので、ぜひ傍聴席からのインプットを活用してください。そのためにワーキングを開いたようなものですよ。

○村山委員長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

○長谷川副委員長 全体会合のスケジュールですけれども、月曜日と金曜日に割り振るということですが、例えば11月が両方とも金曜日というのは、何か特別な理由があったりするんですか。

○河添課長 11月は両方とも金曜日、たしか連休が重なっているという理由だけですね。それを月曜日に持ってくると、その前の会合から余り時間がないという感じですね、前後のバランスを見てという感じですが、これは仮設定ですので、実際にあるかどうかというところも一つあり、まだ決まっていない予定ではありますけれども。

○村山委員長 長谷川副委員長から何かご提案があれば、よろしいですか。

それでは、先にワーキングの日程を少し確認したいと思うのですが、あくまで私からの提案ということなんですけれども、8月20日に予定されているバングラデシュの案件については、きょうのグループの案でAグループ、ざっと提案させていただきます。それから、2つ目のセネガルについてはBグループ、8月については先ほど田中副委員長からもありましたように、Cのほうでも割当をさせていただきたいと思います。例えばCグループで田中副委員長、岡山委員、早瀬委員については、8月20日のバングラデシュのほうに加わっていただくということではどうでしょうか。それから、セネガルについては、柳委員、日比委員、満田委員にお加わりいただくと、ちょっと日比委員が月曜日に×がついているんですが、可能であれば加わっていただくというような形はいかがかということです。

それから、9月ですが、基本的には3つ目のフィリピンについてはBグループ、それから、ラオスのほうはAグループという形ではいかがでしょうか。このあたりはまた次の案件が出てくる可能性があるんでしょうかね。もしないようでしたら、こちらもCグループに加わっていただくということでいいかと思いますが。

○長谷川副委員長 ちなみに、この4件の全体会合日というのは、いつに当たってくるんですかね。

○村山委員長 最初の2つが恐らく9月3日ですかね。ちょっと2つ目のセネガルはかなり時間が短くなりますが、9月3日ですね。それから、3つ目、4つ目の案件については10月の最

初の会合ということで、10月4日でよろしいでしょうか。ご提案ではそのような形です。

○石田委員 9月のところをもう一度、教えてください。

○村山委員長 3番目のフィリピンがBで、4番目のラオスがA、ただ、Cが9月はもうこれ以外に出ていませんか。

○田中副委員長 今、例えばバングラデシュがAグループでセネガルがBグループで、Cはそれぞれに割り振るような形で入るということでしたが、例えばAのバングラデシュの8月20日の案件にも、場合によってはBグループの方でご都合がつく方は入っていただいて、できるだけ多くの助言委員会のメンバーが入ってワーキング案をつくったというほうがいいと思いますので、一応、責任グループはAだけれども、委員はたくさん入るのがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○原科審査役 審査役としてもお願いします。最初、練習みたいなことですから、いろいろなれてもらうために、いろいろ少しはそうやっていただくといいですね。だんだんなれてくれば要領がわかりますので、ぜひ、そのようにお願いいたします。

○長谷川副委員長 ちょっと嫌な話ですけども、本来はBグループはセネガルですけども、Aしかあいていないと、その場合はセネガルは今回はできないと。そうじゃなくて、今度はセネガルができるんだけれども、バングラでもできるというときには、2つに出てほしいと、こういう意味ですか。

○原科審査役 ちょっと、今、事務局に伺って見たんですけども、セネガルの条件は、8月30日にワーキングで9月3日に全体会議だと4日しかないですね。余りにも短いのでフィードバックが厳しいんじゃないかと思いますが、できたら1週間前倒しで8月23日に開いて、1週間ちょうど前倒し、という格好なら10日ぐらいとれるでしょう。それならフィードバックが可能でしょう。だから、9月3日の全体会合に間に合わせるには、やっぱり8月23日ぐらいに開いていただいたほうがいいんじゃないかと思いました。ただ、それは事務局でもう一回、改めて検討しなければいけないんですが、私としてはそうやっていただくと、さっき申し上げたフィードバックという意味で必要になるので、3日や4日ですと無理ですよ、皆さんのご都合からいって。

○村山委員長 そうしますと、23日は可能ですか。

○原科審査役 それはこれから検討して、ここで即答はできないと思いますので、ご検討をお願いしたいと。

○村山委員長 そうすると、日が確定しないと、きょう、このあたりを詰めるのが難しくなり

ますね。

○河添課長 まず、30日でお願いしたいのですが。

○原科審査役 では、30日で。フィードバックが4日しかないので、ちょっと物理的に不可能じゃないかと思いますが、だから、その場合は10月の委員会でやるとかしないとまずいと思います。

○石田委員 細かいことなんですけれども、私もちょっと調査研究があって、今の段階でAなんですけれども、確定できないので、その場合、後ほどメールでお知らせしてよろしいですか。Aに入れない場合は、ほかに入るということを提案してもよろしいのでしょうか。すみません、夏なものですからいろいろありまして、ごめんなさい。

○早瀬委員 私はスケジュールの関係で、非常に8月は難しいというので悩んでいたんですけども、8月はちょっと不規則なスケジュールがたくさんありまして、AもBも日程が合わないんですが、ぜひ参加したいとは思っているんですけども、その辺、どうすればいいのか。

○村山委員長 ほかの委員の方々も恐らく同じような事情を抱えておられると思うので、基本的なラインは決めておきたいと思うんですけども、その中でご参加いただけるかどうかを確認をして、あまりにも少ないようであれば再検討するという方向ではいかがでしょうか。

例えばせっかくご参加いただいているので、バングラデシュの案件、先ほどAというふうに申し上げましたが。

○原科審査役 委員長、今、事務局と話したんですが、ご提案はこういうことだと。ただ、場合によって皆さんのご都合があるので、1日、2日前後させても、要するにこれは事務局の準備の問題があるので、大体、この日がターゲットですね。ですが、その前後であれば、少々は融通がきくというお話ですので、委員長のご判断でたくさん集まれる日に動かしいただいても結構だそうです。だから、事務局とよくご相談いただいて、そういうややこしいですが、調整していただくともっと参加がうまくいくと思います。一応、準備のターゲットはこれだと。

○河添課長 この場でも難しいです、相手がいないので。目標としてはこの日を調整の基準としていただくのが必要かと思うんですけども。

○村山委員長 では、オプションとしては少し自由度を持たせた上で、後で事務局から確認していただくということで日程を調整するということでしょうか。その上で最も委員の参加が多いところにするということになりますか。

○河添課長 皆さんの調整がつかないような気がしますので、正直。そういう意味では、日にちを確定して。

○田中副委員長 六、七人集まればグループ要件に達したということで、それを余り下回るようなら再考ということではいかがでしょうかね。

○村山委員長 いろんな可能性があります、日が余りないということもあるので、まずはこのご提案いただいている日程で、どの程度、ご参加いただけるか確認をしたいと思います。

まず、20日についてAを軸に考えましたが、グループは関係なく、20日にご参加いただけるという方はいかがでしょうか。私も可能です。

松行委員、平山委員ですね、ありがとうございます。私も大丈夫です。

それから、2番目のセネガルですが、8月30日はいかがでしょうか。私も大丈夫です。

田中先生は大丈夫ですか。難しい。4名ですね。わかりました。

きょう、ご欠席の方もいらっしゃるの、最低、4名ということですね。

それでは、3番目のフィリピンですが、9月13日、月曜日はいかがでしょうか。

ありがとうございます。

最後のラオスですが、9月17日、金曜日はいかがでしょうか。

早瀬委員で4名、平山委員も。ありがとうございます。

それでは、今の形でご検討いただくということでお願いいたします。

○河添課長 恐らくこの場で主査を決めていただいたほうがいいんですけども、実はこの前のワーキンググループの教訓で、その場で譲り合いで5分というのも何なので、ある意味、ここで決めていただけると助かるんですが。

○田中副委員長 主査はそのワーキング会議で決めたほうがいいんじゃないですか。メンバーはやっぱり当日、ご都合の悪くなる先生もいらっしゃるし、また、当日、ご都合がついて来られる先生もいらっしゃると思うんですけども、きょう、ご欠席の松下さんとか、何人かいらっしゃいますよね。もう一つは、ワーキング会議には出られるけれども、全体会合には出られないということもあるんですね、きょう、柳さんなんかそうなんだけれども。

○河添課長 では、あらかじめメール上で、だれを主査にしましょうということで、決まるかな、決まらないかな、でも、決まらないんだろうな。

○田中副委員長 当日、顔を見て決めちゃえばいいんじゃないでしょうか。

○河添課長 会合の前にでもちゃんと決めようということでやりましょうか。

○村山委員長 今後と同じ形をとるかどうかは別にして、今回、この4つについては、主査は当日のワーキングの最初にご議論いただいて決めるということにしましょう。

ありがとうございます。

それでは、8月以降のワーキングについてはその形で、5番目の全体会合のスケジュールについても確認したいと思います、先ほど長谷川副委員長から11月についてご指摘がありました、もしどちらかが月曜になるようであれば、お願いしたいと思いますけれども、すぐには難しいでしょうか。11月の全体会合のどちらかを月曜日にする可能性があるかどうか。

○河添課長 これは大丈夫です。

○村山委員長 大丈夫ですか。では、仮設定の11月の2つ目は11月15日、月曜日ということでよろしいですね。

そのほかはよろしいでしょうか。

それでは、全体会合についてもそのような形で進めさせていただきます。ありがとうございました。

では、一応、スケジュールはこれで決まったのですが、きょうはもう一つ、ワーキンググループの運営要領という非常に重要な議題が残っております。ただし、既に12時を過ぎていますが、どうでしょうか、若干、延長してよければ議論したいと思いますけれども。

○河添課長 では、端的に私のほうから説明させていただきます。資料4-1)です。

これは、これまでのワーキンググループを運営してきた中で、委員の先生方のほうからもご提案いただいたもの等々です。1ページのところ、事前準備の段階において事前のコメントが提出されなかったというところが一つ教訓として残されています。こちらのほうからも資料の送付は10営業日前に送らせていただくことにします。その一方で、ワーキンググループの委員のほうからは、質問については3営業日前にいただければと思うんです。これは我々のご質問いただいたことについてできるだけ調べて、その場でお答えできるようにします。それが会の円滑な運営につながると思っていますので、ご質問がある場合、あるいはわからないというものがある場合は、3営業日前でお願いしたいと思います。

その一方で、助言案について、こちらのほうは1営業日前の正午までにいただければ、こちらのほうで何とか、(2)のところにも書いてありますけれども、論点を整理する作業をこちらのほうでもやりますので、そのような時間で、時間をちょっと守っていただいて、進めさせていただきます。事前のコメント、論点別に分類整理するような作業も、こちらのほうでやらせていただいて、当日、議事が円滑に進むように心がけてまいります。

○長谷川副委員長 今のは全体会合の3日前ですか。それともワーキンググループの3日前ですか。

○河添課長 ワーキンググループです。

(3) のところにいきます。資料は私たちのほうからカラーコピーじゃないとわからないものもあるということなので、カラーコピーを送付する、あるいはハードと電子情報をこちらのほうから提出させていただくという改善をします。

あと、2番目のワーキンググループの開催について、案件概要の説明についてはワーキンググループの冒頭に、こちらのJICAのほうから説明させていただきます。ただ、冗長に過ぎる場合、先生方にもお時間を割いていただく、十分に協議のほうに時間を割きたいと思っているので、最大20分程度でやらせていただくということにしていきたいと思います。

次のページに移ります。(2) のところですがけれども、ワーキンググループにおける主査の選定、これは実は教訓なんですけれども、全体会でできれば、今後はこんなところも検討していただければと思います。事前に5分ぐらいでも時間を協議に充てたいというところも志としてあります。

その一方で、助言案の取りまとめですがけれども、役割分担について事務局の役割と、あと、委員の皆様の役割ということで、このように区分をいたします。事務局のほうはワーキンググループで出た助言案なりを体裁、表現を修正していきます。それを主査の方にまずお渡しします。主査のほうから担当ワーキンググループ委員の方に諮っていただいて、取りまとめをお願いしたいという、そういうフローで臨みたいと思っております。

その次、3ポツのワーキンググループに係る問題提起ですがけれども、1回目の説明会で臨時委員の必要性を判断したりとか、あるいは2回の提案をされていることが多かったんです。以前の審査会のイメージだと思いますね。その一方で、2回をデフォルトにしてしまうと、今後、案件がふえてきたときに、非常に何度もJICAのほうに足を運んでいただく、協議のお時間をとるということになってくると思いますので、1回で済むものについては、ちゃんと1回で助言案を取りまとめていけるようなスケジュールを組んでおいたほうが、よろしいのではないかと事務局では考えております。そういう意味で、1回で基本は取りまとめていくと。必要な場合、もちろん、助言案の作成の2回の開催の開催も可能ということで、ルールとして設けておけばよろしいのではないかとということです。

あと、ワーキンググループ会合の人数ですがけれども、少人数で助言案を作成することについては、いろんな角度から見たほうが本来的にはよろしいのではないかとというご提案もありました。ここの対応案ですがけれども、先ほどごらんいただいた3つのワーキンググループの案で基本的に構成して、我々で立てられたワーキンググループ以外の委員であっても、参加をすることを可としていくような形で運営していけばよろしいのではないかと思います。

(3) のところですがけれども、ここは J I C A の対応です。プレゼンテーション力のある報告書をつくっていくと。ここら辺を志していきます。

次のページの 3 ページ、全体会合ですがけれども、J I C A から概要の説明を求める委員の意見等々がありました。そういう意味では、全体会合では今回、試行的にやりましたとおり、案件の説明は事務局のほうから行わせていただくと。その上で、ワーキンググループの助言案については、主査のほうから説明していただくということにしたいと思います。

最後の (2) 助言に対する J I C A 側の対応について、J I C A 側で対応できるもの、あるいはできないものがあるのではないかとということで、今まで審査会の運営の中では対照表のようなものをつくっていたということもありました。その一方で、今回の対応策ですがけれども、J I C A 側も協議の中でできることとできないことを十分に協議していく、そのような姿勢で臨ませていただきます。その一方で、助言の確定後、助言に対する対応が困難な場合は、委員長あるいはワーキンググループ主査に報告し、善後策について検討させていただくという対応でいかがでしょうかというものです。

以上がこの前の 2 回のワーキンググループを通して教訓として得たことなんですけれども、これについてご検討いただければと思います。

○村山委員長 ありがとうございます。

幾つかの点を改善するということが対応案が出てきていますが、これについて。

○石田委員 簡単なことで恐縮なんですけど、1 ページ目の事前準備 (1) 事前コメント提出の徹底で、事前コメントが提出されなかったというのは事実と異なると思うんですね。それぞれのワーキンググループに一つずつ事前コメントが出されていますので。

○河添課長 そのとおりです。すみません。

○石田委員 事前コメントが一部の委員からのみ提出されたとか、そういうふうに。

○河添課長 石田先生からいただいているんですね。

○石田委員 満田先生からもいただいています。そのようにお願いします。

○河添課長 そうですね。すみません、それは事実関係として、そのように。

○村山委員長 2 ページ目の 3 番の (2) で、ワーキンググループ会合の人数、構成のところ、対応案として割り当てられたワーキング以外の委員であっても、了承により参加することを可と書いてありますが、了承は要らないんじゃないですか。可能であれば参加していただいたほうがいいと思いますので、これは了承なしでもいいと思います。

それから、最後の部分で、先ほども長谷川副委員長からご指摘をいただいた点ですが、やは

り、文書の形でこちらから提案した助言案について、どういう対応が可能かということをもとめていただく必要があると思うんですけれども、そうしないと、どうしてもこちら側からの言いつ放しになってしまって、それがどうなったのかということがよくわからないと思うんですね。そのあたりはいかがでしょうか。あくまで助言案の段階なので確定ではないと思うんですが。

○河添課長 ワーキンググループの中で協議をした内容自体が案として取りまとめられ、その後に全体会で確定するというフローだと思います。そういう意味では、我々も案の段階でも協議に加わって、できる、できないは協議していくことになると思うのですが、その一方で、確定した後、実際、それに対してどういう対応を我々がやっていくのかということが恐らくここでの焦点だと思いますね。

○村山委員長 私が申し上げたのは、助言案に対する対応です。ですから、助言が確定しているわけではありません。全体会で議論するので、あくまでも助言案に対してなんですけれども、それに対してどの程度、対応できるのかという可能性について、まとめていただくほうがいいんじゃないかということです。あるいは別の考え方も多分あると思うので、どのような見解なのかということを含めて。

○河添課長 わかりました。いろんなパターンがあると思います。例えばなんですけれども、調査をやっていく中で、助言案に基づいて基本としてやっていくのは、我々はある意味、責務だと思っています。対応できないものについて、途中でわかったときにどうするのかという話があると思います。その場合は調査の途中ででも、一回、助言をお願いするような形でワーキンググループを設定する等々、やらせていただくような対応を考えています。その一方で、助言案に対して対照表、要するに J I C A はこういうふうに対応していくんだというものに沿って、今、されているわけですね。それについてはちょっと内部のほうでできるかどうかということとは検討させていただきますか。

○村山委員長 理想的にはワーキングの中でお互いに協議して、確定していくのがいいと思うんですけれども、実際はなかなかそういう議論を最終的にできるかどうかというのはわからなくて、最後のほうでワーキングの担当委員の中でいろいろ議論しながら案のようなものが出てきて、実際はその後、メール審議でいろいろ新しいものが出てくると思うので、そういったことを含めて、あくまで案の段階でどのような対応の可能性があるかというのを示していただくことは可能かどうかということですね。

○満田委員 2点、コメントがございまして、まず、1点目は今の議論に関係したことです。

私は助言案に対する J I C A の対応方針自体も重要だとは思いますが、そこら辺は議論の中である程度はやっていけるのかなと思っているんですが、確定した助言に対して、とりわけ具体的な案件に結びついていく、つまり、J I C A がアプレーザルをかける協力準備調査に対して、委員側から非常に例えばアプレーザルの可否に関するような踏み込んだ助言がなされたときに、J I C A からその後、しっかりとした協力事務調査が終わった段階で、結果をご報告いただく必要があると思っているんですね。

そのようなことの頻度がどの程度あるのか、よくわからないんですが、現行の運用規則の中では、アプレーザル中に J I C A から委員会に対して報告されるというようなたしか規則になっていたと思います。ですから、一番遅くてそのタイミングで助言委員会からの助言に対して、J I C A はこうこう、こういうふうと考えてアプレーザルを実施し、かつ協力事務調査では、ごめんなさい、順番が逆ですね、協力事務調査ではこうこう、こういう対応をし、かつアプレーザルに臨んでこういうふうな対応を行おうと思っておりますというようなお答えが必要かなと考えております。できたら、かなりアプレーザルに踏み込むことについても、何か疑義を差し挟まれるような助言が出た場合は、アプレーザルをされる前の段階で、そのようなお答えをいただけるのが重要なのかなと考えております。それが 1 点目です。

2 点目なんですが、案件の概要の説明に関してなんですが、ワーキンググループの中で最大 20 分の説明をされるということなんですが、こういうやり方もあるとは思いますが、その後の全体会合でやはりもう一度、J I C A がきょうは 10 分から 15 分程度のご説明をされていたんですね。望ましくはやはり全体会合でワーキンググループに振る前に案件の説明があったほうが、ワーキンググループと本会合で二度にわたって概要説明するよりは、効率的かなと思った次第です。ただ、きょうは既に時間はないんですが、次回にける案件からはご検討いただければと思いました。

以上です。

○田中副委員長 今、満田さんがお話しされたことは、私も比較的同感に思っております、実は 2 回のワーキングに出て、やっぱり案件についての理解が十分、情報がそしゃくされた上で、本来は助言案が作成されるべきが、そここのところが果たして十分だろうかという疑念は持ちましたというか、そのあたりにもう少し工夫が必要ではないかという意味です。私も日本のいわゆる審査会の経験もありますが、そこではもうちょっと丁寧に一つ一つの項目について内容を説明し、確認をしていくんですけれども、ある意味、そこは助言委員の先生の読み方に任せますみたいな話に、読んできたことを前提に非常にあっさりとした実は案件説明が当日なさ

れたんですね。2回ともそういう印象を持ちました。それで、果たして大丈夫だろうかという印象は持ちます。

そこで、やっぱり一つは、今、お話のように一つの工夫は全体、きょう、例えば4つの案件をこの日にやりますということをやったときに、この4つの案件を事前に説明しておくという手はあるかもしれませんが、事前に資料を配付して。そうすることで、当日のまさに本番の助言委員のワーキング検討のときに、より踏み込んだ検討ができるのではないかとということです。ですから、まず、事前に説明を置き、資料を読み込んで、そして、当日、もう一回、議論をする。実質的に2回、ある意味、情報がその間に浸透しますので、当日の助言のつくり方としても、大分、それは工夫されるのではないかなと思います。それはぜひご検討いただければいいかなと思います。

それから、助言案に対する対応表といいますか、コメントですけれども、JICA側から、事業部側からの回答といいますか、一応、これは受け入れ可とか、ある意味、これは表現レベルで対応できますという話なのか、あるいは実質的に調査に具体的に反映していくとか、ある種の簡単な目安があると、確かに我々のほうもしやすいかなと思います。ある意味、表現レベルのことは、多分、我々の例えば見落としもあり、あるいは別のところによっては書いてあるということもありますので、それはわざわざ助言にしなくてもいいという、そういう見きわめもつきますので、何かそういうのがあった上で、最終的に助言を確定するという手順があったほうが良いように思います。2点です。

○村山委員長 ほかはいかがでしょうか。

○松行委員 資料についてなんですが、ワーキンググループで配られた資料というのは、ワーキンググループ以外の委員は余りに触れないとは思っていますが、ただ、ワーキンググループでつくった助言案というのをここで承認して確定するに当たり、どういった資料をもとに、これがつくられたのかというのがわからないと、意思決定をするのに非常に不安を私は今回、感じているんですね。それで、助言案で例えば何ページのどここの評価はどうというふうに書かれていますけれども、結局、その資料がなくてわからないので、全員に配れとは大変だと思うので、そこまでは申しませんが、何らかの形でやはり委員全体がアクセスできるようにしていただいたほうが良いのではないかと考えております。

あと、委員がコメントを出すことに関してなんですが、もしワーキンググループで例えばそれぞれ委員はかなり専門が特化されていると思うのですが、それで、スケジュール的に自分の専門のワーキンググループに出られないという場合でも、例えば事前に委員にそういった資料

をいただけるのであれば、メールだけでも意見が出せるかと思うのですが、そこら辺はできないものなのでしょうか。

○石田委員 今、発言いただいたことの後半部分を私も思っていたんですが、ちょっと席を外している間にひょっとして議論がなされたのかもしれないんですけども、4番の委員会での報告方法、こういう全体会合での報告方法の対応策のところ、全体会合において案件の内容に立ち返り協議を行うことは云々というところなんですけど、でも、きょう、実際にそれをやっちゃってしまっているわけなので、我々がここへ臨んでいる以上、ワーキンググループの委員というのはワーキンググループとしてオフィシャルに選ばれているんですけども、皆さん、専門があるし、やっぱり強いところはどうしても見てしまうので、結局、選ばれていないワーキング委員として、この場で発言することになって、それが責務のような気もしないでもないんです。

ですから、そういうところで、結局、全体会合でもやはり質問が出て、今回、私は主査を担当させてスリランカ関係をこれから手直しするわけですので、ここで言われる立ち返り協議を行うことというところは、もう少し何かわかりやすいような形にされるか、協議はあり得るといような理解になるのかなという気がします。

○村山委員長 今の点は多分、ご説明が不十分で、4-2)というふうに手書きで書いておられる資料で、全体会合でさらなる助言の必要ありというような場合は、また、別の対応をするということが出てきていますので、恐らく全体会合だけで決めるということでは必ずしもないですね。

○石田委員 提案の資料があるんですか。

○岡崎部長 まだ、ワーキンググループを2回やっただけですし、全体会合もきょうで2回目なので、いろいろなご注文があるかと思うんですが、先生方の今のご質問とかご懸念を全部満たそうと思ったら、全体会合を何回もやれということになってしまうと思います。それは避けたい。やはり議論はワーキンググループを中心にしたいと思っています。ただ、きょうも例えば山本さんや岡山さんから、こういう議論は出たんでしょうかと。それで、実際に出ていなかった。それはやっぱり全体会合を開いた意味があると思います。議論の基本はワーキンググループでやって、そこで本当に詰めた議論をしたい。しかし、それぞれご専門をお持ちで、今回、委員をお願いしていますから、全体会合の中でいえば、そもそも論にまで立ち上ってしまうと、本当に会の運営に支障を来してしまいかねないんですが、ただ、ご専門の観点から、こういうプロジェクトをやる上で、この点は議論されたのか、していないのか、していないのだとしたら、こういう点は加えたほうがいいんじゃないかというような議論が円滑に進むように、我々

も工夫したいと思っていますし、そこは皆さん、ぜひ同意をしていただければと思います。

それから、満田さんがさっきおっしゃった点は、もし円借款のアプリーザルに結びつくところへのご懸念ということであれば、審査段階で助言委員会を開催いたしますよね。そこでの議論ではまずいんですか。

○満田委員 もちろん、結構です。

○岡崎部長 いいですよ。ですから、今回の場合には案件形成から準備段階のところで議論が終わってしまって、その後、円借款がどうなるかわかりませんという従来の旧 J I C A、旧 J B I C の対応ではなくなりますから、当然、助言が確定して、それがどうなったんだろう。それは、以前であれば J B I C のことだからわかりませんということが終わってしまっていたわけですよ。ご関心があれば J B I C に言ってくださいと。

ですけれども、今回は同じ組織の中で、かつ助言委員会等への説明ということもプロセスの中に入っていますから、もしご懸念の点があるのであれば、助言委員会がもう一度、オフィシャルなタイミングとして用意されていますので、そこで当然、J I C A としては皆さんからいただいた意見を無視することはできませんし、こうこう、こう考えると、あるいはこういう方針でアプリーザルに臨む、ファクトファインで臨むということの説明のチャンスがありますので、そこで委員の先生方から出た問題提起については、極力、お答えをしていくと。多分、答えるということは、当然、J I C A としての方針を示すということにほかならないというふうに思います。

○満田委員 確認なんですけど、協力準備調査を実施する場合については、この 4-3) のフローのとおり、例えばきょうのスリランカの案件ですと、きょうはスコーピング段階なので、最終ドラフト段階で現段階の助言、ちょっときょうは確定しなかったとはいえ、これから確定するであろう助言に対して、最終ドラフト段階でさらに一回、ご説明があり、かつ環境レビュー段階と書いてある、いわゆるアプリーザルミッション、派遣前の派遣するかどうか検討している段階で、さらに助言委員会に対してご説明があると。つまり、最大 3 回、ご説明される、最大 2 回ですか、3 回ですか、というプロセスを踏むから大丈夫だということですね。

それでしたら、承知いたしました。

○田中副委員長 短く。ワーキング会議と全体委員会の関係で、先ほど進め方の 4 の (1) の全体委員会の立ち返らないという話があったと思うんですが、ワーキング会議の役割をもう一度、確認したいんですが、ワーキング会議というのは助言案の案をつくるということですね。全体的に案を助言とするかどうかというのはやっぱり委員会が決めると。したがって、委員会

の場である意味、差し戻しがある可能性もあるわけです。つまり、助言を5人ぐらいのメンバーでつくったものを20人の目を見て、やっぱり、これはちょっとこういう点をもっと追加したほうがいいのではないかとということがある。ですから、当然、したがって、そういう全体委員会が責任を持つということが大前提で、そこに従って必要な情報が提供されることが必要ではないかというご意見だと思いますので、ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

○村山委員長 ありがとうございます。

どうぞ。原科審査役のご発言の後、一度、中締めをさせていただきます。

○原科審査役 今、田中副委員長がおっしゃったとおりです。これは議論があったわけです。どうぞ確認してください。全体委員会で決める、全体でね。あくまで便宜的にワーキンググループをつくったので、ワーキンググループに全権委任にしているわけではありませんから、そういう制度設計です。

それで、さっき、その意味ではワーキンググループで十分検討していただきたいので、今、河添さんからご説明いただいた3のワーキンググループに係る問題提起等というところで（1）で、1回だけではうまくない場合もあるということで、対応案はワーキング会合は基本的に1回で助言案を取りまとめるとなっていますね。必要な場合は以降の書き方がちょっと気になったんですが、説明会と助言案作成の2回開催も可とするのですけれども、説明会とか助言案作成というのは必ずしも一々分ける必要はないです。だから、必要な場合は、しかも、2回じゃなくて3回やらなければいけない場合もあるかもしれないです。だから、必要な場合は2回以上開催も可とするぐらいの表現でいいんじゃないですか、ここは。最初に基本的に1回と書いてあるんだから。そうしておかないと十分な審議ができないですから。そういったことで、その上で全体会に出してやるという、そういうぐあいに書いてください。

それから、もう一つはさっき申し上げたことですが、これに書いてないのでつけ加えていただきたいのは、今、田中副委員長がおっしゃったとおりで、ワーキンググループでどんなことをきちんと議論したかわかるように、正確に伝えていただくことで効率的になります。求められた案件を具体的にどの文献、どの資料かと書いていただく、タイトル、それから、言ってみれば答申の格好だから、諮問内容、どういう点を求められたか、きちんと明記してある。それに対してどういうメンバーで行ったかとか、いつ開催したか、これも記載していただく。そういうことは形式をきちっとやるということをやはり要領につけ加えてください。そうしておく非常にスムーズにいくと思います。そうしないと、そういう基本のところでもう一回、議論が紛糾したりしても時間の無駄ですから、これはきちっと書いてください。お願いいたします。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、今までいただいた意見をちょっと整理させていただくと、まず、資料についてですが、松行委員からご指摘があったように、基本的にはすべての案件をすべての委員が共有するというでいいんじゃないかと思えますけれども、少なくとも電子ファイルに関してはお願いできますか。

○河添課長 実際にこちらのワーキンググループでやる資料の話ですよ。わかりました。では、この部分についてはつくっている資料ではありますので、皆さんのほうにお届けするような形で進めましょう。

○村山委員長 よろしくお願いたします。

それから、プロセスについてなんですけれども、田中副委員長のほうからは全体会合で一度説明をしてから、ワーキングに入ったかどうかというご意見がありました。これはどうでしょうか。

○河添課長 説明の程度かもしれないですが、例えば、今、まだ4件です。きょう、説明させていただいた4件の概要は非常に簡潔なものです。その一方で、ワーキンググループに臨む前には、相当程度、我々は20分というふうに想定はしてはいましたけれども、それぐらいの説明が必要なのかなというふうに思っているのですが、何件ぐらい、一回にあるか、3件だったら1時間かかるという想定になります。ですので、その程度問題かもしれませんが、もう少し時間を割いて、あるいは内容をもう少し厚くして説明することだったらできると思うんですけれども。

○村山委員長 その点をご検討いただくということでよろしいですか。

○杉本課長 案件の概要ということですが、タイミングによっては、スコーピング案等につき調査団が検討中であり、全体会合の段階で助言対象内容につき準備が出来ていない場合が想定されますので、案件そのものに関する情報のみにならざるを得ないところはございます。

○村山委員長 わかりました。

それから、ワーキングの開催方法については、先ほど原科審査役からもありましたように、回数を少し柔軟に対応していただくということがあります。ここもよろしいですか。

○河添課長 5回、6回というのは。

○原科審査役 イメージは例外もあり得るので、それができなくなると困るので。

○村山委員長 それから、全体会合についてですが、先ほど申し上げたように、ある程度、助言案の段階での対応を整理して、文書の形で示していただくとありがたいということですので、

これもぜひご検討いただきたいと思います。

それから、満田委員からは確定した助言についても、対応を示していただくほうがいいんじゃないかというお話がありましたが、これについてはどうでしょうか。

○杉本課長 先ほどの有償の件に関してはご説明させていただいたとおりで、調査の結果を踏まえ、審査前に再度報告させていただくタイミングがありますので、そこでは助言を踏まえてどのように対応したのか、という点を説明させていただきます。

○村山委員長 有償以外の案件についてはどうでしょうか。つまり、全体会合の資料であれば公開されると思いますが、それ以外の資料はどういう扱いになるかわからないので、委員会でどう共有するのかなど、考えないといけないですね。

○杉本課長 例えば従来の開発調査のようなものと、できたところで必ずJICAの図書館サイトで公開されておりますので、そこに例えば載せられた段階でリンクをご案内する等の手段により、情報をシェアさせていただくことはできるかと思います。

○村山委員長 今のような形でよろしいですか。

○原科審査役 委員会の中では全部、情報は共有という原則でいけばいいんじゃないですか。それが一番シンプルでクリアだ。

○村山委員長 わかりました。

大体、私のほうからそのような形でいいかなと思いますが、ほかに何か。どうぞ。

○福田委員 先ほどの満田さんからのお話の続きなんですが、協力準備調査が入った案件について、審査段階で全体会合に報告がある分については、先ほどの岡崎さんのお答えでいいかと思うんですが、協力準備調査なく審査段階に入って初めて助言委員会に助言を求められて、ワーキンググループからやるものというのは、実際に助言の内容として例えばこういう点をきちんと確認しない限りは支援しないほうがいいと、あるいは現在、行われているEIAの住民移転計画については、この辺が足りないのではないかというものが、助言として出されるということが出てくるかと思うんですね。

そういう場合に、実はそれに対するお答えをどこでいただくのかというのは、実は余り明確ではないのかなというふうに思っているところがあって、それがこの助言委員会をまた開くという話なのか、あるいは例えば事業の事前評価表のようなところに、何かレビュー結果の一部に委員会からの指摘に対するJICAの対応みたいな形で載せていただくのか、いろんなやり方が考えられるかと思うんですが、そのJICAの対応というのをご説明いただく機会というのは、何かしらあったほうがいいのかなというふうに思います。

○杉本課長 今、福田委員からありました2点目の点ですが、従来より審査結果について重要事前評価表の公開により説明をさせていただくこととしています。その際に、カテゴリーAの案件については、もう少し充実した内容で公開させていただこうということで、今、関係部と調整しつつ検討しているところです。

○村山委員長 基本的にはワーキングで一度議論して、助言案を作成して、全体会でそれを確定していくというプロセスを審査段階でもとることになります。これは協力準備調査のある、なしにかかわらずです。その場合に、先ほど申し上げたように、こちらからの助言案に対してどういう対応がとれるかという対応表のようなものがもし作成可能であれば、その段階で議論は可能だと思いますね。あくまで助言案の段階ですけれども。

よろしいでしょうか。もし、ほかになれば、現時点でのワーキングの運営要領については今のようなことを含めて、さらに改善を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、きょうは、あと、その他ということですが、何か委員のほうからありましたらお願いいたします。

もし、ないようでしたら、大分、時間が超過しましたが、これで委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後 0時46分 閉会